

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 【表紙】       |                                    |
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                             |
| 【提出日】      | 平成25年1月22日                         |
| 【計算期間】     | 第6期（自 平成24年4月24日 至 平成24年10月23日）    |
| 【ファンド名】    | UBS次世代テクノロジー・ファンド                  |
| 【発行者名】     | ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社       |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 岡村 進                       |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>大手町ファースト スクエア |
| 【事務連絡者氏名】  | 佐井 経堂                              |
| 【連絡場所】     | 本店の所在の場所に同じ                        |
| 【電話番号】     | 03-5293-3667                       |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。                           |

## 第一部 【ファンド情報】

## 第1 【ファンドの状況】

## 1 【ファンドの性格】

## (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

## ファンドの目的

UBS次世代テクノロジー・ファンドは、主として世界各国（新興国を含みます。）の次世代テクノロジー関連企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## 信託金限度額

5,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの基本的性格

## [商品分類]

- ・ ファンドは、一般社団法人 投資信託協会が定める商品分類のうち、追加型／内外／株式に属します。以下、同協会の定める商品分類および属性区分において、ファンドが該当する部分を網掛け表示します。

## &lt; 商品分類表 &gt;

| 単位型・追加型    | 投資対象地域         | 投資対象資産<br>(収入の源泉)                  |
|------------|----------------|------------------------------------|
| 単位型<br>追加型 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>資産複合 |

## 商品分類表における用語の定義

|                            |                                                  |
|----------------------------|--------------------------------------------------|
| 追加型                        | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| 目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの |                                                  |
| 内外                         | 国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする                       |
| 株式                         | 組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする                      |

## &lt; 属性区分表 &gt;

| 投資対象資産  | 決算頻度 | 投資対象地域      | 為替ヘッジ |
|---------|------|-------------|-------|
| 株式      | 年1回  | グローバル（含む日本） | あり    |
| 一般      | 年2回  | 日本          | なし    |
| 大型      | 年4回  | 北米          |       |
| 中小型     | 年6回  | 欧州          |       |
| 債券      | （隔月） | アジア         |       |
| 一般      | 年12回 | オセアニア       |       |
| 公債      | （毎月） | 中南米         |       |
| 社債      | 日々   | アフリカ        |       |
| その他債券   | その他  | 中近東<br>（中東） |       |
| 不動産投信   |      | エマージング      |       |
| その他資産   |      |             |       |
| 資産複合    |      |             |       |
| 資産配分固定型 |      |             |       |
| 資産配分変更型 |      |             |       |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

| 目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの |                                          |
|----------------------------|------------------------------------------|
| 株式 一般                      | 大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの                  |
| 年2回                        | 年2回決算する                                  |
| グローバル（含む日本）                | 組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする             |
| なし（為替ヘッジ）                  | 為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの |

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## [取扱いコース]

- ・ 当ファンドには、原則として、分配金から税金を差し引いた後に無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ファンドの特色

1. 世界の次世代テクノロジーに関連する企業の株式を主要投資対象として信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ・ 成長が期待される次世代テクノロジー関連企業の株式に積極的に投資を行います。
- ・ 原則として、為替ヘッジは行いません。

2. 次世代テクノロジー関連銘柄の中から、技術力や商品開発力を背景に高い成長が見込まれる銘柄を選定します。

次世代テクノロジーとして、以下のセクターを予定しています。

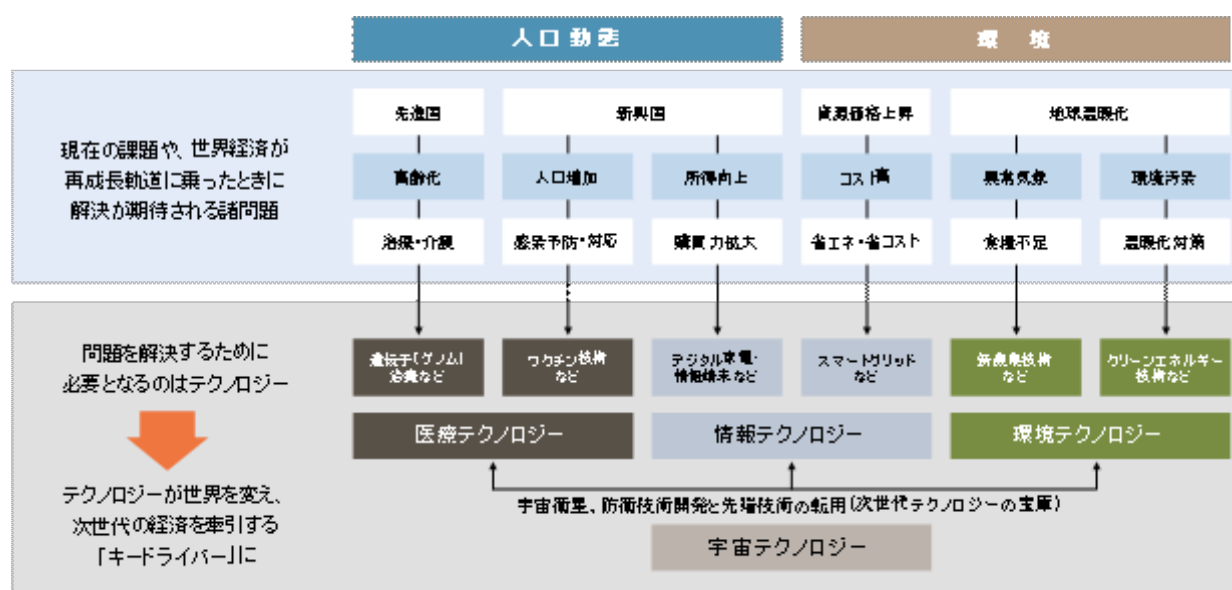
- ・ 情報テクノロジー：インターネット関連、ハードウェア関連など
- ・ 医療テクノロジー：新薬開発、遺伝子技術開発など
- ・ 環境テクノロジー：代替エネルギー開発、新農業技術開発など
- ・ 宇宙テクノロジー：宇宙開発関連など

3. UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・ UBSグローバル・アセット・マネジメントはグローバル総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
- ・ UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）に運用の指図に関する権限を委託します。

## 今後有望な「次世代テクノロジー」

「人口」や「環境」問題の解決と、次世代経済を牽引するキードライバーとしての「次世代テクノロジー」が、注目を集めています。



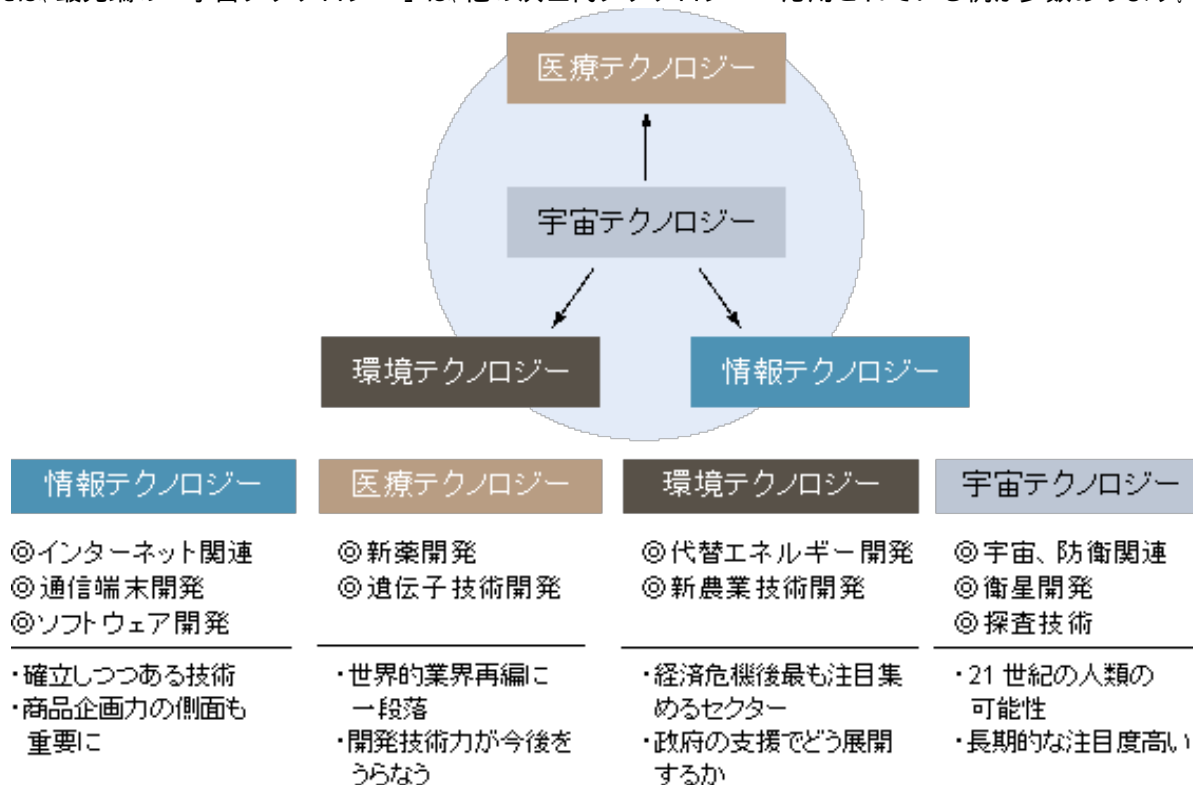
## 次世代テクノロジー企業に投資

当ファンドは、高い技術力と商品開発力を持つ「次世代テクノロジー」企業への投資を行います。

### 「次世代テクノロジー」…未来社会を創造するために不可欠な最先端技術

それぞれの技術は、互いに独立しているわけではありません。

例えば、最先端の「宇宙テクノロジー」は、他の次世代テクノロジーへ応用されている例が多数あります。

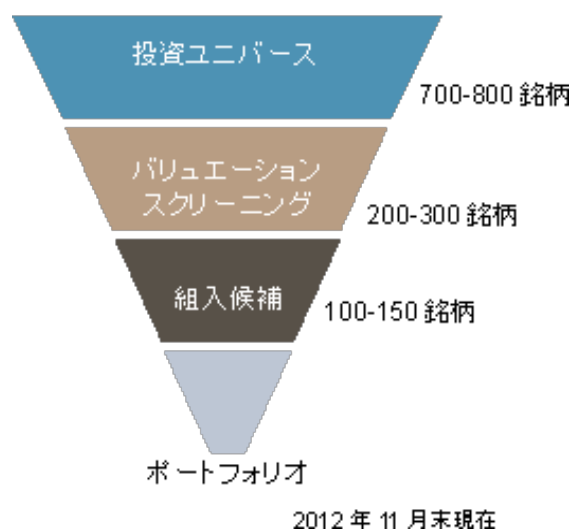


## 運用方針

### 運用方針と運用体制

- ・次世代テクノロジーに関連する銘柄の中でも、将来有望な技術力や商品開発力を持つ投資価値の高い銘柄に投資を行います。
- ・運用については、テクノロジー関連を含むテーマ型ファンドの経験豊富なチームが運用を担当します。
- ・さらに、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのアナリストや信用分析チーム、SRI（社会責任投資）チームの情報も銘柄選定に活用します。

### ◎運用プロセス



### UBSグループについて

UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約64,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2012年9月末日現在）

UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約48.8兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。（2012年9月末日現在）

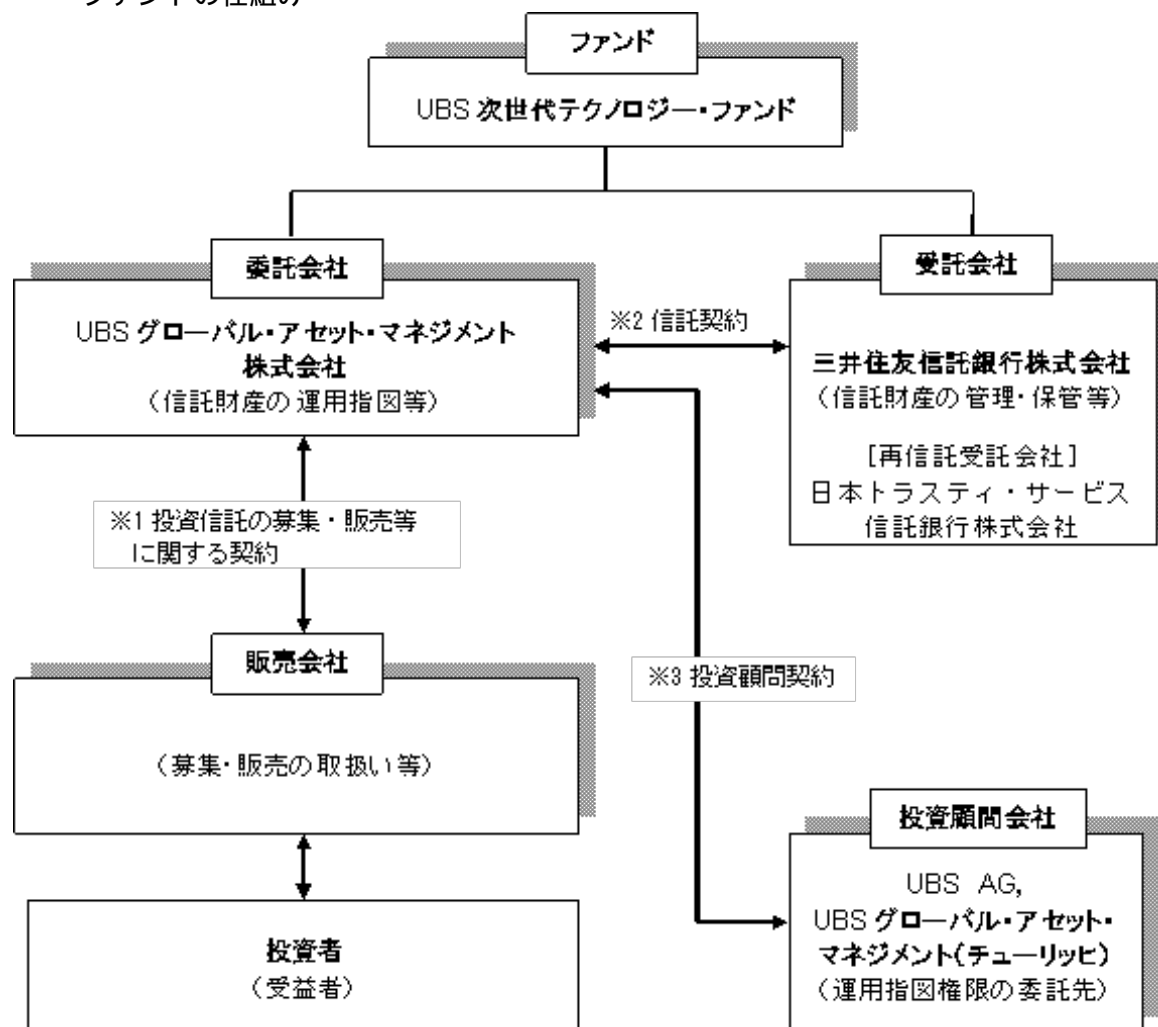
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （２）【ファンドの沿革】

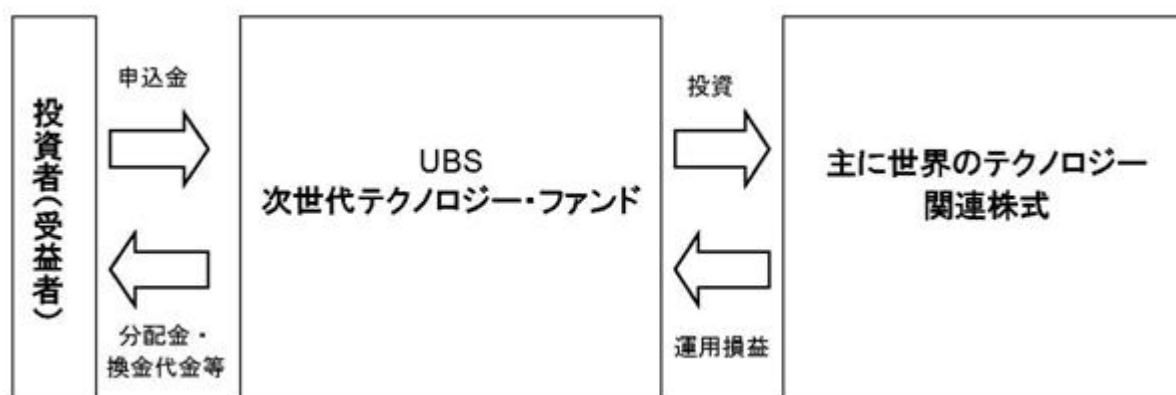
平成21年10月23日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



|   |                                                                                    |
|---|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 委託会社と販売会社との間で投資信託の取扱いについて、販売会社が行う受益権の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等のルールを規定した契約          |
| 2 | 委託会社と受託会社との間で投資信託の運営について、資産運用の運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等のルールを規定した契約 |
| 3 | 委託会社と投資顧問会社との間で投資信託の運用について、運用の指図の権限を委託する契約                                         |



## 委託会社の概況（平成24年11月末日現在）

1）資本金 22億円

2）沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、  
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に  
商号変更

3）大株主の状況

| 株 主 名            | 住 所                                                                               | 持株数     | 持株比率    |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| ユービーエス・<br>エイ・ジー | スイス共和国 バーゼルCH-4051<br>エーシェンフォルシュタッド 1<br>スイス共和国 チューリッヒ CH-8098<br>バーンホッフシュトラッセ 45 | 21,600株 | 100.00% |

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## 2 【投資方針】

### （１）【投資方針】

主として世界各国（新興国を含みます。）の次世代テクノロジー関連企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 〔投資態度〕

主として世界各国（新興国を含みます。）の情報テクノロジー、医療テクノロジー、環境テクノロジー、宇宙テクノロジーなどの次世代テクノロジー関連企業の株式に投資を行います。

銘柄選択にあたっては、次世代テクノロジー関連銘柄の中から、技術力や商品開発力を背景に高い成長が見込まれる銘柄を選定します。

組入外貨建資産については、原則として円に対して為替ヘッジは行いません。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）に、運用の指図に関する権限を委託します。

### （２）【投資対象】

#### 〔投資対象とする資産の種類〕

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

##### ・特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「投資制限（先物取引等の指図）、（スワップ取引の指図）、（金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図）」に掲げるものに限り、）に係る権利
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
4. 金銭債権

##### ・特定資産以外の資産

1. 為替手形

#### 〔有価証券〕

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの性質を有するものおよび14.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13.および14.の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### [金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

#### [金融商品による運用の特例]

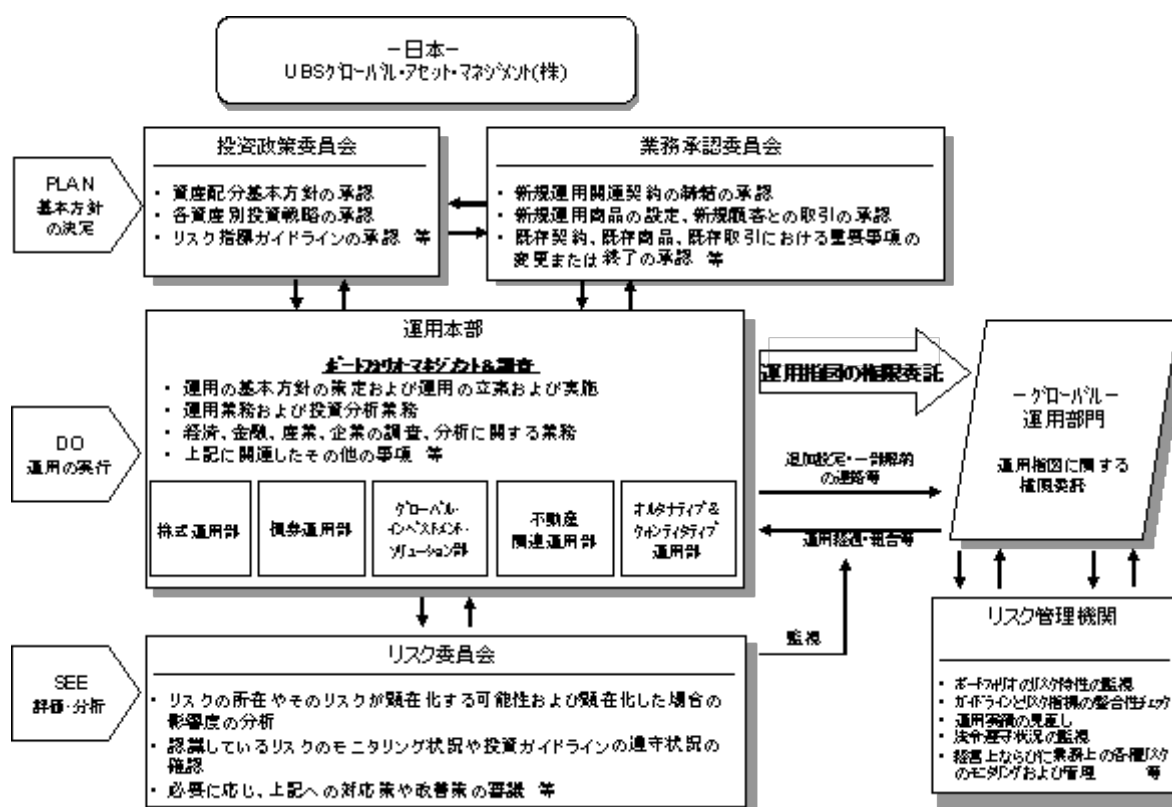
前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

#### [その他の投資対象]

信用取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入、外国為替予約、資金の借入等の指図を行うことができます。

詳しくは、後記「（５）投資制限」をご覧ください。

## (3) 【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。（平成24年11月末現在）

なお、当ファンドは、運用の指図に関する権限を、UBS AG、UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）に委託します。以下、委託の概要です。

|         |                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託先の所在地 | Gessnerallee 3, CH-8001 Zürich, Switzerland                                                                                                 |
| 委託の内容   | 有価証券等および通貨の運用                                                                                                                               |
| 委託の費用   | 委託を受けた者が受取る報酬は、信託財産中から直接支弁することは行わず、委託会社が受取る報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。                                 |
| 委託の中止等  | 委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。 |

#### < 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 >

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

#### < 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

#### 業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

#### リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

#### （４）【分配方針】

ファンドの毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

年2回（4月および10月の各23日、ただし、休業日の場合には翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、前記 の範囲内で、委託会社が市況動向等を勘案して決定するものとします。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注）前記により、一定水準の分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、原則として、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

[信託約款による投資制限]

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

（先物取引等の指図）

- ・ 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

（スワップ取引の指図）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

その他の投資制限

（信用取引の指図）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券の貸付の指図）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（有価証券の空売りの指図範囲）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（有価証券の借入）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うことができます。

（外国為替予約の指図）

- ・ 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他資産をいいます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（資金の借入の指図）

- ・ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3 【投資リスク】

当ファンドは、主に世界（新興国を含みます。）の株式を投資対象としますので、組入株式の価格変動や組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落した場合には、損失を被ることがあります。また、原則として、投資対象国の通貨と日本円との間の為替ヘッジを行いませんので、当該通貨間の為替変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### 株式の価格変動リスク

##### ■ 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。組入株式の株価が変動した場合には、基準価額が変動する要因となります。

##### ■ 信用リスク

組入株式の発行企業が、業績悪化、経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因になります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは世界各国の外貨建て有価証券等に投資を行いますので、為替変動リスクが伴います。当該外貨建て有価証券を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動による影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

#### カントリー・リスク

外国証券に投資を行い当該国・地域の政治・経済および社会情勢に変化や混乱が生じた場合には、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、新興諸国・地域においては、政治・経済および社会情勢等が先進国に比べて大きく変化したり、資産移転に関する規制が導入されたりする可能性があります。こうした場合には基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く環境の急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、組入有価証券等を機動的に売買できないことがあります。このような場合には、当該組入有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

#### 短期金融商品における信用リスク

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、取引相手方の債務不履行により損失が発生する可能性があります。

## その他の留意点

### ■ 買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込みは受付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受付けた当該各お申込みを取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

### ■ クーリング・オフ

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### ■ 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

## 投資信託に関する一般的なリスク

- ・ 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・ 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

## 投資信託に関する一般的な留意事項

- ・ 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

### リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。

また、それらの状況は定期的に関係する各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料 : ありません。

信託財産留保額 : ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。（年率表示、カッコ内は税抜表示）

| 合計                 | 委託会社（ ）            | 販売会社               | 受託会社               |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1.7535%<br>(1.67%) | 0.8400%<br>(0.80%) | 0.8400%<br>(0.80%) | 0.0735%<br>(0.07%) |

投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

## (4) 【その他の手数料等】

以下の費用は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額。

監査報酬

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1.から6.の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1.から6.の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

## 個人の受益者に対する課税

## 〔収益分配時〕

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

## 〔一部解約時および償還時〕

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

| 期間            | 税率                                       |
|---------------|------------------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%（注）および地方税3%）  |
| 平成26年1月1日から   | 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%） |

（注）平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

## &lt; 損益通算 &gt;

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

| 期間            | 税率                                 |
|---------------|------------------------------------|
| 平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%（注））   |
| 平成26年1月1日から   | 15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注）） |

（注）平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

- 税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

## 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が分配金を受け取る際、

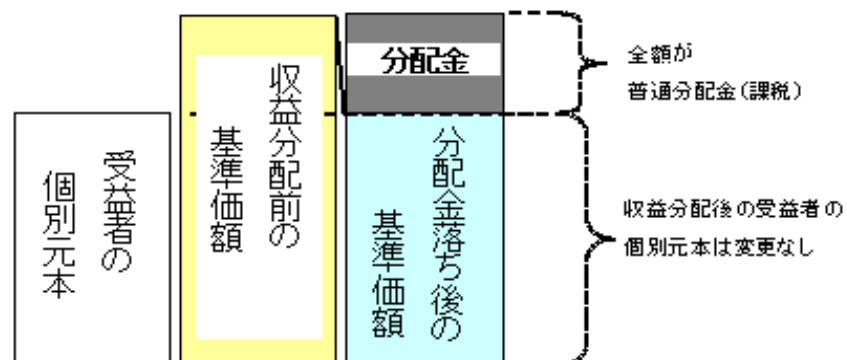
（イ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

（ロ）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

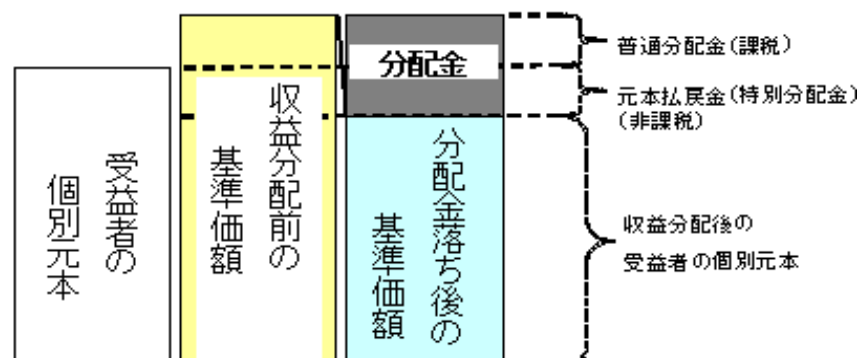
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## ＜分配金に関するイメージ＞

(イ)の場合



(ロ)の場合



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。  
 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ファンドの費用・税金

## [ ファンドの費用 ]

## ・ 投資者が直接的に負担する費用

| 時期  | 項目      | 費用                                                       |
|-----|---------|----------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。                                                   |

## ・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 時期                 | 項目                 | 費用                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    |                    |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |
|--------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--|--|------|------|------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 保有時                | 運用管理費用<br>（信託報酬）   | 日々の純資産総額に対して <u>年率1.7535%（税抜年率1.67%）</u> を乗じて得た額とします。                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |                    |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |
|                    |                    | <table><tr><th rowspan="2">合計</th><th colspan="3">配分（年率表示、カッコ内は税抜表示）</th></tr><tr><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>1.7535%<br/>（1.67%）</td><td>0.8400%<br/>（0.80%）</td><td>0.8400%<br/>（0.80%）</td><td>0.0735%<br/>（0.07%）</td></tr></table>                                          | 合計                 | 配分（年率表示、カッコ内は税抜表示） |  |  | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 1.7535%<br>（1.67%） | 0.8400%<br>（0.80%） | 0.8400%<br>（0.80%） | 0.0735%<br>（0.07%） |
|                    |                    | 合計                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                    | 配分（年率表示、カッコ内は税抜表示） |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |
| 委託会社               | 販売会社               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 受託会社               |                    |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |
| 1.7535%<br>（1.67%） | 0.8400%<br>（0.80%） | 0.8400%<br>（0.80%）                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 0.0735%<br>（0.07%） |                    |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |
|                    |                    | 運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>投資顧問会社(運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。                                                                                                                                                                                                                |                    |                    |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |
|                    | その他の費用・手数料         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査費用および法定手続き（書類の作成、印刷、交付等）に関する費用など（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）を間接的にご負担いただく場合があります。<br/>原則として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</li><li>・ 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生都度、ファンドから支払われます。<br/>信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。</li></ul> |                    |                    |  |  |      |      |      |                    |                    |                    |                    |

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## [ 税金 ]

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金                                            |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して10.147%                 |
| 換金（解約）時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10.147% |

上記は平成25年1月1日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

法人の場合は上記と異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】

(2012年11月30日現在)

| 資産の種類               | 国または地域 | 時価合計<br>(円)   | 投資比率<br>(%) |
|---------------------|--------|---------------|-------------|
| 株式                  | アメリカ   | 4,267,277,725 | 77.24       |
|                     | イスラエル  | 326,937,375   | 5.91        |
|                     | 韓国     | 216,002,640   | 3.90        |
|                     | カナダ    | 160,159,171   | 2.89        |
|                     | オランダ   | 74,994,535    | 1.35        |
|                     | ドイツ    | 54,809,635    | 0.99        |
|                     | 日本     | 41,487,600    | 0.75        |
|                     | 南アフリカ  | 39,982,339    | 0.72        |
|                     | シンガポール | 39,489,044    | 0.71        |
|                     | 小 計    | 5,221,140,064 | 94.50       |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | -      | 303,543,964   | 5.49        |
| 合計(純資産総額)           | -      | 5,524,684,028 | 100.00      |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注) 端数処理の関係上、合計が100とならない場合があります。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年11月30日現在)

| 国/<br>地域 | 種類 | 銘柄名                                      | 業種                             | 数量      | 帳簿価額<br>単価(円) | 帳簿価額<br>金額(円) | 評価額単価<br>(円) | 評価額金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----------|----|------------------------------------------|--------------------------------|---------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|
| アメリカ     | 株式 | APPLE INC                                | テクノロジー・ハード<br>ウェアおよび機器         | 11,050  | 51,713.42     | 571,433,374   | 48,398.24    | 534,800,587  | 9.68            |
| アメリカ     | 株式 | GOOGLE INC-CL A                          | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 8,120   | 55,716.21     | 452,415,683   | 56,818.00    | 461,362,215  | 8.35            |
| アメリカ     | 株式 | ORACLE CORPORATION                       | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 112,800 | 2,530.52      | 285,442,676   | 2,614.70     | 294,938,250  | 5.33            |
| アメリカ     | 株式 | VISA INC-CLASS A SHARES                  | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 23,950  | 11,414.68     | 273,381,586   | 12,168.54    | 291,436,571  | 5.27            |
| イスラエル    | 株式 | CHECK POINT SOFTWARE<br>TECHNOLOGIES LTD | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 69,100  | 3,467.10      | 239,577,052   | 3,743.85     | 258,700,090  | 4.68            |
| アメリカ     | 株式 | YAHOO! INC                               | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 157,700 | 1,295.03      | 204,226,609   | 1,549.60     | 244,372,613  | 4.42            |
| 韓国       | 株式 | SAMSUNG ELECTRONICS CO<br>LTD            | 半導体・半導体製造装<br>置                | 2,010   | 99,906.75     | 200,812,573   | 107,464.00   | 216,002,640  | 3.90            |
| アメリカ     | 株式 | EBAY INC                                 | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 42,600  | 4,118.31      | 175,440,346   | 4,286.66     | 182,611,886  | 3.30            |
| アメリカ     | 株式 | INTL BUSINESS MACHINES<br>CORP           | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 10,500  | 15,879.49     | 166,734,708   | 15,728.44    | 165,148,657  | 2.98            |
| アメリカ     | 株式 | IAC/INTERACTIVECORP                      | ソフトウェア・サービ<br>ス                | 40,300  | 4,120.80      | 166,068,540   | 3,768.48     | 151,870,018  | 2.74            |
| アメリカ     | 株式 | QUALCOMM INC                             | テクノロジー・ハード<br>ウェアおよび機器         | 23,300  | 4,818.80      | 112,278,077   | 5,202.30     | 121,213,636  | 2.19            |
| アメリカ     | 株式 | AMAZON.COM INC                           | 小売                             | 5,800   | 19,294.38     | 111,907,440   | 20,634.29    | 119,678,895  | 2.16            |
| アメリカ     | 株式 | AGILENT TECHNOLOGIES<br>INC              | 医薬品・バイオテクノ<br>ロジー・ライフサイエ<br>ンス | 37,500  | 2,956.32      | 110,862,000   | 3,148.48     | 118,068,030  | 2.13            |
| アメリカ     | 株式 | ALLERGAN INC                             | 医薬品・バイオテクノ<br>ロジー・ライフサイエ<br>ンス | 15,300  | 7,550.93      | 115,529,290   | 7,582.13     | 116,006,735  | 2.09            |

|       |    |                                 |                    |         |          |             |          |             |      |
|-------|----|---------------------------------|--------------------|---------|----------|-------------|----------|-------------|------|
| アメリカ  | 株式 | ADOBE SYSTEMS INC               | ソフトウェア・サービス        | 39,600  | 2,784.94 | 110,283,773 | 2,799.47 | 110,859,043 | 2.00 |
| アメリカ  | 株式 | IHS INC-CLASS A                 | 商業・専門サービス          | 13,700  | 7,332.49 | 100,455,178 | 7,447.46 | 102,030,240 | 1.84 |
| カナダ   | 株式 | IMAX CORPORATION                | メディア               | 56,200  | 1,769.68 | 99,456,353  | 1,779.54 | 100,010,170 | 1.81 |
| アメリカ  | 株式 | NUANCE COMMUNICATIONS INC       | ソフトウェア・サービス        | 51,900  | 1,815.67 | 94,233,439  | 1,811.56 | 94,020,337  | 1.70 |
| アメリカ  | 株式 | EXPEDIA INC                     | 小売                 | 18,000  | 4,299.80 | 77,396,457  | 5,057.77 | 91,039,874  | 1.64 |
| アメリカ  | 株式 | INFORMATICA CORP                | ソフトウェア・サービス        | 36,200  | 2,347.81 | 84,990,750  | 2,210.67 | 80,026,268  | 1.44 |
| アメリカ  | 株式 | GLOBAL PAYMENTS INC             | ソフトウェア・サービス        | 22,000  | 3,565.65 | 78,444,308  | 3,601.78 | 79,239,230  | 1.43 |
| アメリカ  | 株式 | CITRIX SYSTEMS INC              | ソフトウェア・サービス        | 15,400  | 5,233.73 | 80,599,541  | 5,136.60 | 79,103,732  | 1.43 |
| オランダ  | 株式 | GEMALTO NV                      | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 10,012  | 7,158.77 | 71,673,658  | 7,490.46 | 74,994,535  | 1.35 |
| アメリカ  | 株式 | LOGMEIN INC                     | ソフトウェア・サービス        | 41,300  | 1,606.26 | 66,338,835  | 1,805.81 | 74,580,316  | 1.34 |
| イスラエル | 株式 | MELLANOX TECHNOLOGIES LTD       | 半導体・半導体製造装置        | 11,100  | 6,171.35 | 68,502,028  | 6,147.50 | 68,237,285  | 1.23 |
| アメリカ  | 株式 | NEUSTAR INC-CLASS A             | ソフトウェア・サービス        | 19,400  | 3,167.83 | 61,455,953  | 3,330.78 | 64,617,271  | 1.16 |
| アメリカ  | 株式 | SERVICESOURCE INTERNATIONAL INC | ソフトウェア・サービス        | 147,500 | 629.92   | 92,913,579  | 418.81   | 61,774,770  | 1.11 |
| アメリカ  | 株式 | TIBCO SOFTWARE INC              | ソフトウェア・サービス        | 28,600  | 2,176.18 | 62,238,748  | 2,106.37 | 60,242,410  | 1.09 |
| カナダ   | 株式 | COGECO CABLE INC                | メディア               | 19,600  | 3,102.19 | 60,802,953  | 3,068.82 | 60,149,001  | 1.08 |
| アメリカ  | 株式 | NETSCOUT SYSTEMS INC            | ソフトウェア・サービス        | 29,000  | 2,072.70 | 60,108,555  | 2,071.88 | 60,084,740  | 1.08 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 種類別及び業種別投資比率

（2012年11月30日現在）

| 種類 | 国内/外国 | 業種                     | 投資比率<br>(%) |
|----|-------|------------------------|-------------|
| 株式 | 国内    | 情報・通信業                 | 0.75        |
|    | 外国    | ソフトウェア・サービス            | 55.46       |
|    |       | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 14.24       |
|    |       | 半導体・半導体製造装置            | 6.85        |
|    |       | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 5.73        |
|    |       | 小売                     | 3.81        |
|    |       | メディア                   | 3.62        |
|    |       | 商業・専門サービス              | 1.84        |
|    |       | 資本財                    | 0.91        |
|    |       | 自動車・自動車部品              | 0.71        |
|    |       | エネルギー                  | 0.54        |
| 合計 |       |                        | 94.50       |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2012年11月30日現在)

## 【その他投資資産の主要なもの】

(為替予約取引)

(2012年11月30日現在)

| 資産の種類  |    |     | 数量         | 帳簿価額（円）    | 評価額（円）     | 投資<br>比率<br>（％） |
|--------|----|-----|------------|------------|------------|-----------------|
| 為替予約取引 | 買建 | 米ドル | 650,000.00 | 53,352,000 | 53,371,500 | 0.96            |

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2012年11月30日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

|                           | 純資産総額<br>(百万円)<br>(分配落) | 純資産総額<br>(百万円)<br>(分配付) | 1口当たり<br>純資産額<br>(円)<br>(分配落) | 1口当たり<br>純資産額<br>(円)<br>(分配付) |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 第1期計算期間末<br>(2010年4月23日)  | 33,870                  | 35,434                  | 1.0832                        | 1.1332                        |
| 第2期計算期間末<br>(2010年10月25日) | 26,419                  | 26,419                  | 0.9097                        | 0.9097                        |
| 第3期計算期間末<br>(2011年4月25日)  | 15,780                  | 15,780                  | 1.0368                        | 1.0368                        |
| 第4期計算期間末<br>(2011年10月24日) | 9,049                   | 9,049                   | 0.8534                        | 0.8534                        |
| 第5期計算期間末<br>(2012年4月23日)  | 6,741                   | 6,873                   | 1.0149                        | 1.0349                        |
| 第6期計算期間末<br>(2012年10月23日) | 5,411                   | 5,411                   | 0.9398                        | 0.9398                        |
| 2011年11月末日                | 7,971                   | -                       | 0.8292                        | -                             |
| 2011年12月末日                | 7,533                   | -                       | 0.8421                        | -                             |
| 2012年1月末日                 | 7,713                   | -                       | 0.9131                        | -                             |
| 2012年2月末日                 | 7,920                   | -                       | 1.0355                        | -                             |
| 2012年3月末日                 | 7,442                   | -                       | 1.0795                        | -                             |
| 2012年4月末日                 | 6,816                   | -                       | 1.0276                        | -                             |
| 2012年5月末日                 | 5,770                   | -                       | 0.9175                        | -                             |
| 2012年6月末日                 | 5,554                   | -                       | 0.9090                        | -                             |
| 2012年7月末日                 | 5,486                   | -                       | 0.9157                        | -                             |
| 2012年8月末日                 | 5,605                   | -                       | 0.9481                        | -                             |
| 2012年9月末日                 | 5,725                   | -                       | 0.9805                        | -                             |
| 2012年10月末日                | 5,396                   | -                       | 0.9366                        | -                             |
| 2012年11月30日               | 5,524                   | -                       | 0.9707                        | -                             |

## 【分配の推移】

| 期 間     | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|--------------|
| 第1期計算期間 | 0.0500       |

|         |        |
|---------|--------|
| 第2期計算期間 | 0.0000 |
| 第3期計算期間 | 0.0000 |
| 第4期計算期間 | 0.0000 |
| 第5期計算期間 | 0.0200 |
| 第6期計算期間 | 0.0000 |

## 【収益率の推移】

| 期 間     | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1期計算期間 | 13.3   |
| 第2期計算期間 | 16.0   |
| 第3期計算期間 | 14.0   |
| 第4期計算期間 | 17.7   |
| 第5期計算期間 | 21.3   |
| 第6期計算期間 | 7.4    |

## (4) 【設定及び解約の実績】

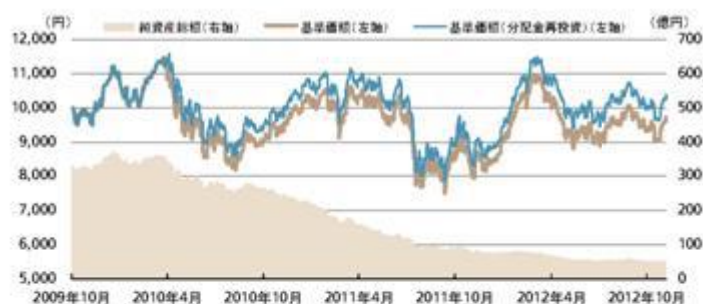
| 期 間     | 設定口数           | 解約口数           |
|---------|----------------|----------------|
| 第1期計算期間 | 33,460,456,472 | 2,192,026,388  |
| 第2期計算期間 | 173,665,652    | 2,401,382,361  |
| 第3期計算期間 | 19,060,926     | 13,838,785,044 |
| 第4期計算期間 | 8,487,519      | 4,624,727,489  |
| 第5期計算期間 | 381,401,014    | 4,344,286,531  |
| 第6期計算期間 | 137,662,005    | 1,021,329,449  |

(注) 第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

## 基準価額・純資産の推移 (2012年11月30日現在)



※基準価額（分配金再投資）は運用管理費用（信託報酬）控除後で、税引前分配金を再投資したものと算出。

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

| 決算期      | 分配金  |
|----------|------|
| 2010年10月 | 0円   |
| 2011年 4月 | 0円   |
| 2011年10月 | 0円   |
| 2012年 4月 | 200円 |
| 2012年10月 | 0円   |
| 設定来累計    | 700円 |

## 主要な資産の状況 (2012年11月30日現在)

## 組入上位10銘柄

| 順位 | 国／地域  | 銘柄名                         | 種類 | 業種                 | 投資比率  |
|----|-------|-----------------------------|----|--------------------|-------|
| 1  | アメリカ  | APPLE INC                   | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 9.68% |
| 2  | アメリカ  | GOOGLE INC-CL A             | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 8.35% |
| 3  | アメリカ  | ORACLE CORPORATION          | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 5.33% |
| 4  | アメリカ  | VISA INC-CLASS A SHARES     | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 5.27% |
| 5  | イスラエル | CHECK POINT SOFTWARE TECH   | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 4.68% |
| 6  | アメリカ  | YAHOO! INC                  | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 4.42% |
| 7  | 韓国    | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD  | 株式 | 半導体・半導体製造装置        | 3.90% |
| 8  | アメリカ  | EBAY INC                    | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 3.30% |
| 9  | アメリカ  | INTL BUSINESS MACHINES CORP | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 2.98% |
| 10 | アメリカ  | IAC/INTERACTIVECORP         | 株式 | ソフトウェア・サービス        | 2.74% |

※投資比率は、ファンドの純資産総額に占める割合です。

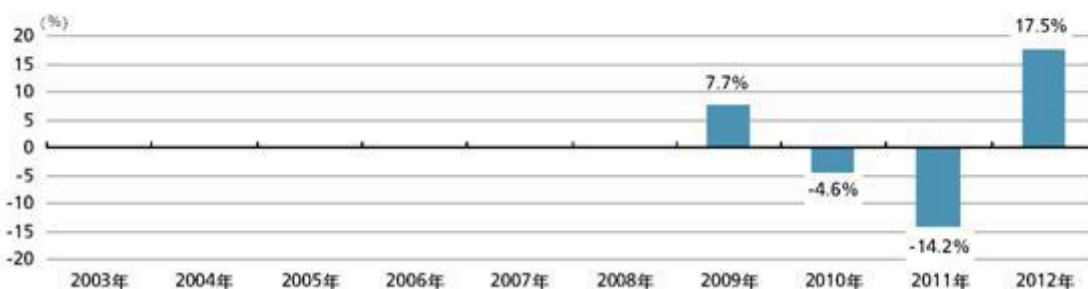
## 株式業種別投資比率

| 国内/外国 | 業種                     | 投資比率   |
|-------|------------------------|--------|
| 国内    | 情報・通信業                 | 0.75%  |
|       | ソフトウェア・サービス            | 55.46% |
|       | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 14.24% |
|       | 半導体・半導体製造装置            | 6.85%  |
|       | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 5.73%  |
| 外国    | 小売                     | 3.81%  |
|       | メディア                   | 3.62%  |
|       | 商業・専門サービス              | 1.84%  |
|       | 資本財                    | 0.91%  |
|       | 自動車・自動車部品              | 0.71%  |
|       | エネルギー                  | 0.54%  |
| 合計    |                        | 94.50% |

## 国／地域別投資比率

| 順位 | 国／地域       | 投資比率    |
|----|------------|---------|
| 1  | アメリカ       | 77.24%  |
| 2  | イスラエル      | 5.91%   |
| 3  | 韓国         | 3.90%   |
| 4  | カナダ        | 2.89%   |
| 5  | オランダ       | 1.35%   |
| 6  | ドイツ        | 0.99%   |
| 7  | 日本         | 0.75%   |
| 8  | 南アフリカ      | 0.72%   |
| 9  | シンガポール     | 0.71%   |
|    | 現金預金・その他資産 | 5.49%   |
|    | 合計         | 100.00% |

## 年間収益率の推移 (2012年11月30日現在)



※2009年については当初設定日（2009年10月23日）から年末まで、2012年については年初から11月末までの騰落率。

※税引前分配金を再投資したものと算出。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （申込期間）

- ・平成25年1月23日から平成25年7月22日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （買付申込みの受付け）

- ・原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込みが行われ、かつ買付申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「積立投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

#### （申込単位）

- ・1円単位または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### （買付価額）

- ・買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初1口当たり1円）

「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （買付代金の支払い）

- ・販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。

#### （買付申込不可日）

- ・買付申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込みは受付けません。

#### （買付申込受付けの中止等）

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付申込みを取消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

#### （換金申込みの受付け）

- ・原則として販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込みが行われ、かつ換金申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口

数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

- ・1口以上1口単位で換金ができます。

（換金価額）

- ・換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

- ・原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。

（換金申込不可日）

- ・換金申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込みは受け付けません。

（換金申込受け付けの中止等）

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取消すことがあります。
- ・前記の換金申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受け付けたものとして計算された価額とします。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

（基準価額の算定）

- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（基準価額の算出頻度と公表）

- ・基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくこともできます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (2) 【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

設定日より平成31年10月23日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。また、後記「(5) その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

**(4)【計算期間】**

原則として毎年4月24日から10月23日まで、および10月24日から翌年4月23日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。

**(5)【その他】****[信託の終了]****( 信託契約の解約 )**

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

**( 信託契約に関する監督官庁の命令 )**

- a. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記[信託約款の変更]の規定にしたがいます。

**( 委託会社の登録取消等に伴う取扱い )**

- a. 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

**( 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い )**

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、ます。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

**[運用報告書の作成]**

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年4月および10月の決算時）および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

**[信託約款の変更]**

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容

を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、前記a. の変更事項（前記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a. からe. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. 委託会社と投資顧問会社との間で締結する投資顧問契約は、信託期間終了日まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知することにより契約を終了させることができます。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

##### (1) 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、原則として、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (2) 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

##### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

##### (5) 信託約款の解約または重要な約款変更に関する異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成24年4月24日から平成24年10月23日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

U B S 次世代テクノロジー・ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 前期<br>平成24年 4月23日現在  | 当期<br>平成24年10月23日現在  |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| <b>資産の部</b>     |                      |                      |
| 流動資産            |                      |                      |
| 預金              | 11,145,735           | 1,135,776            |
| コール・ローン         | 653,450,647          | 336,817,827          |
| 株式              | 6,243,005,904        | 5,214,274,691        |
| 派生商品評価勘定        | 194,400              | 21,750               |
| 未収入金            | 160,816,878          | 201,185,084          |
| 未収配当金           | 4,630,187            | 580,827              |
| 未収利息            | 895                  | 461                  |
| 流動資産合計          | 7,073,244,646        | 5,754,016,416        |
| <b>資産合計</b>     | <b>7,073,244,646</b> | <b>5,754,016,416</b> |
| <b>負債の部</b>     |                      |                      |
| 流動負債            |                      |                      |
| 未払金             | 74,683,251           | 284,150,872          |
| 未払収益分配金         | 132,837,275          | -                    |
| 未払解約金           | 54,498,637           | 6,276,282            |
| 未払受託者報酬         | 2,885,941            | 2,130,337            |
| 未払委託者報酬         | 65,964,186           | 48,693,386           |
| その他未払費用         | 1,276,130            | 1,163,705            |
| 流動負債合計          | 332,145,420          | 342,414,582          |
| <b>負債合計</b>     | <b>332,145,420</b>   | <b>342,414,582</b>   |
| <b>純資産の部</b>    |                      |                      |
| 元本等             |                      |                      |
| 元本              | 6,641,863,770        | 5,758,196,326        |
| 剰余金             |                      |                      |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 99,235,456           | 346,594,492          |
| （分配準備積立金）       | 411,947,175          | 349,140,824          |
| 元本等合計           | 6,741,099,226        | 5,411,601,834        |
| <b>純資産合計</b>    | <b>6,741,099,226</b> | <b>5,411,601,834</b> |
| <b>負債純資産合計</b>  | <b>7,073,244,646</b> | <b>5,754,016,416</b> |

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

|                                           | 前期<br>自 平成23年10月25日<br>至 平成24年 4月23日 | 当期<br>自 平成24年 4月24日<br>至 平成24年10月23日 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                      |                                      |
| 受取配当金                                     | 15,919,547                           | 16,655,095                           |
| 受取利息                                      | 81,446                               | 116,885                              |
| 有価証券売買等損益                                 | 1,154,849,058                        | 340,727,603                          |
| 為替差損益                                     | 437,384,425                          | 117,996,767                          |
| その他収益                                     | 181,548                              | -                                    |
| 営業収益合計                                    | 1,608,416,024                        | 441,952,390                          |
| 営業費用                                      |                                      |                                      |
| 受託者報酬                                     | 2,885,941                            | 2,130,337                            |
| 委託者報酬                                     | 65,964,186                           | 48,693,386                           |
| その他費用                                     | 2,579,606                            | 2,680,465                            |
| 営業費用合計                                    | 71,429,733                           | 53,504,188                           |
| 営業利益又は営業損失（ ）                             | 1,536,986,291                        | 495,456,578                          |
| 経常利益又は経常損失（ ）                             | 1,536,986,291                        | 495,456,578                          |
| 当期純利益又は当期純損失（ ）                           | 1,536,986,291                        | 495,456,578                          |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 389,476,651                          | 66,991,787                           |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ）                           | 1,554,896,559                        | 99,235,456                           |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 639,459,650                          | -                                    |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 631,160,392                          | -                                    |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 8,299,258                            | -                                    |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | -                                    | 17,365,157                           |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -                                    | 15,153,829                           |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | -                                    | 2,211,328                            |
| 分配金                                       | 132,837,275                          | -                                    |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ）                           | 99,235,456                           | 346,594,492                          |

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

株式

移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

## 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

## 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (2) 金融商品の時価に関する補足情報

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (貸借対照表に関する注記)

| 項目                                     | 前期<br>平成24年 4月23日現在  | 当期<br>平成24年10月23日現在                          |
|----------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 1. 計算期間末日における受益権の総数                    | 6,641,863,770口       | 5,758,196,326口                               |
| 2. 元本の欠損                               | -                    | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は346,594,492円です。 |
| 3. 計算期間末日における1口当たり純資産額<br>(1万口当たり純資産額) | 1.0149円<br>(10,149円) | 0.9398円<br>(9,398円)                          |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期<br>自 平成23年10月25日<br>至 平成24年 4月23日                                                                                                                                                                                      | 当期<br>自 平成24年 4月24日<br>至 平成24年10月23日                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(13,257,206円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(31,298,064円)、および分配準備積立金(531,527,244円)より分配対象収益は576,082,514円(1万口当たり867円)であり、うち132,837,275円(1万口当たり200円)を分配金額としております。</p> | <p>1. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(35,133,098円)、および分配準備積立金(349,140,824円)より分配対象収益は384,273,922円(1万口当たり667円)ですが、分配を行っておりません。</p> |
| <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>報酬対象期間の日々におけるファンドの受益証券の純資産総額に年率0.24%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額</p>                                                                               | <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p>同左</p>                                                                                                            |

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

| 項目                       | 前期<br>自 平成23年10月25日<br>至 平成24年 4月23日                                                                                                                    | 当期<br>自 平成24年 4月24日<br>至 平成24年10月23日 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針          | 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、株式等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。                                                            | 同左                                   |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、株式、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。<br>なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 | 同左                                   |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |    |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <p>・市場リスク<br/>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>・信用リスク、流動性リスク<br/>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p> | 同左 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

## 金融商品の時価等に関する事項

| 項目                                    | 前期<br>平成24年 4月23日現在                                                                                                                                                                                                                                  | 当期<br>平成24年10月23日現在                                                                                    |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額                | 金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                                                                                                                                                       | 同左                                                                                                     |
| 2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br/>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券<br/>売買目的有価証券<br/>重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引<br/>デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p> | <p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品<br/>同左</p> <p>(2) 有価証券<br/>売買目的有価証券<br/>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引<br/>同左</p> |

|                            |                                                                                           |    |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期<br>平成24年 4月23日現在      | 当期<br>平成24年10月23日現在      |
|----|--------------------------|--------------------------|
|    | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に<br>含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 375,143,933              | 142,999,738              |
| 合計 | 375,143,933              | 142,999,738              |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期（平成24年 4月23日現在）

| 区分        | 種類                   | 契約額等(円)    |          | 時価(円)      | 評価損益(円) |
|-----------|----------------------|------------|----------|------------|---------|
|           |                      |            | うち1年超(円) |            |         |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売 建<br>米ドル | 88,203,600 | -        | 88,009,200 | 194,400 |
|           | 合計                   | 88,203,600 | -        | 88,009,200 | 194,400 |

当期（平成24年10月23日現在）

| 区分        | 種類                   | 契約額等(円)    |          | 時価(円)      | 評価損益(円) |
|-----------|----------------------|------------|----------|------------|---------|
|           |                      |            | うち1年超(円) |            |         |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>買 建<br>米ドル | 29,952,000 | -        | 29,973,750 | 21,750  |
|           | 合計                   | 29,952,000 | -        | 29,973,750 | 21,750  |

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自 平成23年10月25日 至 平成24年 4月23日）

該当事項はありません。

当期（自 平成24年 4月24日 至 平成24年10月23日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 項目        | 前期<br>自 平成23年10月25日<br>至 平成24年 4月23日 | 当期<br>自 平成24年 4月24日<br>至 平成24年10月23日 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 元本の推移     |                                      |                                      |
| 期首元本額     | 10,604,749,287円                      | 6,641,863,770円                       |
| 期中追加設定元本額 | 381,401,014円                         | 137,662,005円                         |
| 期中一部解約元本額 | 4,344,286,531円                       | 1,021,329,449円                       |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

| 通貨  | 銘柄                                    | 株式数    | 評価額    |              | 備考 |
|-----|---------------------------------------|--------|--------|--------------|----|
|     |                                       |        | 単価     | 金額           |    |
| 日本円 | ネクソン                                  | 44,900 | 958.00 | 43,014,200   |    |
|     | スタートトゥデイ                              | 28,700 | 882.00 | 25,313,400   |    |
|     | 小計                                    |        |        | 68,327,600   |    |
| 米ドル | ION GEOPHYSICAL CORP                  | 61,661 | 6.78   | 418,061.58   |    |
|     | AEROVIRONMENT INC                     | 29,500 | 22.89  | 675,255.00   |    |
|     | IHS INC-CLASS A                       | 13,700 | 89.29  | 1,223,273.00 |    |
|     | TESLA MOTORS INC                      | 19,000 | 27.85  | 529,150.00   |    |
|     | IMAX CORPORATION                      | 66,800 | 21.55  | 1,439,540.00 |    |
|     | NASPERS LIMITED-N SHS SPON ADR        | 10,000 | 62.83  | 628,300.00   |    |
|     | AMAZON.COM INC                        | 3,400  | 233.78 | 794,852.00   |    |
|     | EXPEDIA INC                           | 25,500 | 52.36  | 1,335,180.00 |    |
|     | AGILENT TECHNOLOGIES INC              | 37,500 | 36.00  | 1,350,000.00 |    |
|     | ALLERGAN INC                          | 15,300 | 91.95  | 1,406,835.00 |    |
|     | DYNAVAX TECHNOLOGIES CORPORATION      | 77,900 | 4.26   | 331,854.00   |    |
|     | INCYTE CORPORATION                    | 27,000 | 16.62  | 448,740.00   |    |
|     | INTERMUNE INC                         | 39,900 | 8.89   | 354,711.00   |    |
|     | NEKTAR THERAPEUTICS                   | 45,500 | 9.63   | 438,165.00   |    |
|     | OREXIGEN THERAPEUTICS INC             | 55,300 | 5.84   | 322,952.00   |    |
|     | ACTIVE NETWORK INC                    | 48,100 | 9.63   | 463,203.00   |    |
|     | CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD | 86,700 | 42.22  | 3,660,474.00 |    |
|     | CITRIX SYSTEMS INC                    | 21,600 | 63.90  | 1,380,240.00 |    |
|     | EBAY INC                              | 42,600 | 50.15  | 2,136,390.00 |    |
|     | FORTINET INC                          | 24,200 | 19.45  | 470,690.00   |    |
|     | GLOBAL PAYMENTS INC                   | 25,700 | 43.42  | 1,115,894.00 |    |
|     | GOOGLE INC-CL A                       | 7,520  | 678.67 | 5,103,598.40 |    |
|     | IAC/INTERACTIVECORP                   | 21,600 | 53.52  | 1,156,032.00 |    |
|     | IMPERVA INC                           | 9,800  | 31.01  | 303,898.00   |    |
|     | INFORMATICA CORP                      | 66,900 | 28.59  | 1,912,671.00 |    |
|     | INTL BUSINESS MACHINES CORP           | 7,100  | 194.40 | 1,380,240.00 |    |
|     | LOGMEIN INC                           | 49,700 | 19.56  | 972,132.00   |    |
|     | MENTOR GRAPHICS CORPORATION           | 47,600 | 15.28  | 727,328.00   |    |

|        |                                  |         |              |                                   |  |
|--------|----------------------------------|---------|--------------|-----------------------------------|--|
|        | MICROSOFT CORP                   | 119,400 | 28.00        | 3,343,200.00                      |  |
|        | NETSCOUT SYSTEMS INC             | 29,000  | 25.24        | 731,960.00                        |  |
|        | NEUSTAR INC-CLASS A              | 12,200  | 38.69        | 472,018.00                        |  |
|        | NUANCE COMMUNICATIONS INC        | 51,900  | 22.11        | 1,147,509.00                      |  |
|        | ORACLE CORPORATION               | 69,600  | 30.80        | 2,143,680.00                      |  |
|        | PROGRESS SOFTWARE CORPORATION    | 20,700  | 18.81        | 389,367.00                        |  |
|        | QLIK TECHNOLOGIES INC            | 14,100  | 20.28        | 285,948.00                        |  |
|        | RESPONSYS INC                    | 44,400  | 9.03         | 400,932.00                        |  |
|        | ROVI CORPORATION                 | 28,900  | 13.59        | 392,751.00                        |  |
|        | SERVICESTOURCE INTERNATIONAL INC | 68,800  | 8.51         | 585,488.00                        |  |
|        | TERADATA CORP                    | 8,600   | 71.56        | 615,416.00                        |  |
|        | TIBCO SOFTWARE INC               | 44,400  | 26.50        | 1,176,600.00                      |  |
|        | VELTI PLC                        | 51,700  | 7.87         | 406,879.00                        |  |
|        | VISA INC-CLASS A SHARES          | 24,950  | 139.00       | 3,468,050.00                      |  |
|        | VMWARE INC-CLASS A               | 6,000   | 83.36        | 500,160.00                        |  |
|        | VOCUS INC                        | 19,500  | 17.53        | 341,835.00                        |  |
|        | YAHOO! INC                       | 177,400 | 15.77        | 2,797,598.00                      |  |
|        | APPLE INC                        | 10,820  | 634.03       | 6,860,204.60                      |  |
|        | FEI COMPANY                      | 16,300  | 50.52        | 823,476.00                        |  |
|        | PALO ALTO NETWORKS INC           | 1,500   | 60.00        | 90,000.00                         |  |
|        | QUALCOMM INC                     | 23,300  | 58.68        | 1,367,244.00                      |  |
|        | MELLANOX TECHNOLOGIES LTD        | 6,000   | 75.30        | 451,800.00                        |  |
|        | 小計                               |         |              | 61,271,774.58<br>(4,898,065,659)  |  |
| カナダ・ドル | COGECO CABLE INC                 | 9,800   | 36.38        | 356,524.00                        |  |
|        | 小計                               |         |              | 356,524.00<br>(28,714,442)        |  |
| ユーロ    | GEMALTO NV                       | 4,955   | 64.72        | 320,687.60                        |  |
|        | 小計                               |         |              | 320,687.60<br>(33,479,785)        |  |
| 韓国ウォン  | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD       | 1,945   | 1,315,000.00 | 2,557,675,000.00                  |  |
|        | 小計                               |         |              | 2,557,675,000.00<br>(185,687,205) |  |
| 合計     |                                  |         |              | 5,214,274,691<br>(5,145,947,091)  |  |

株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

(注)

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨     | 銘柄数 |      | 組入株式<br>時価比率 | 合計額に対する比率 |
|--------|-----|------|--------------|-----------|
| 米ドル    | 株式  | 50銘柄 | 100.0%       | 95.1%     |
| カナダ・ドル | 株式  | 1銘柄  | 100.0%       | 0.6%      |
| ユーロ    | 株式  | 1銘柄  | 100.0%       | 0.7%      |

|       |    |     |        |      |
|-------|----|-----|--------|------|
| 韓国ウォン | 株式 | 1銘柄 | 100.0% | 3.6% |
|-------|----|-----|--------|------|

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】（平成24年11月30日現在）

| 種類             | 金額              |
|----------------|-----------------|
| 資産総額           | 5,747,242,312 円 |
| 負債総額           | 222,558,284 円   |
| 純資産総額( - )     | 5,524,684,028 円 |
| 発行済口数          | 5,691,687,786 口 |
| 1口当たり純資産額( / ) | 0.9707 円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者名簿

作成しません。

### (3)受益者等に対する特典

該当ありません。

### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし、）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】（平成24年11月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

##### 経営体制

##### （取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

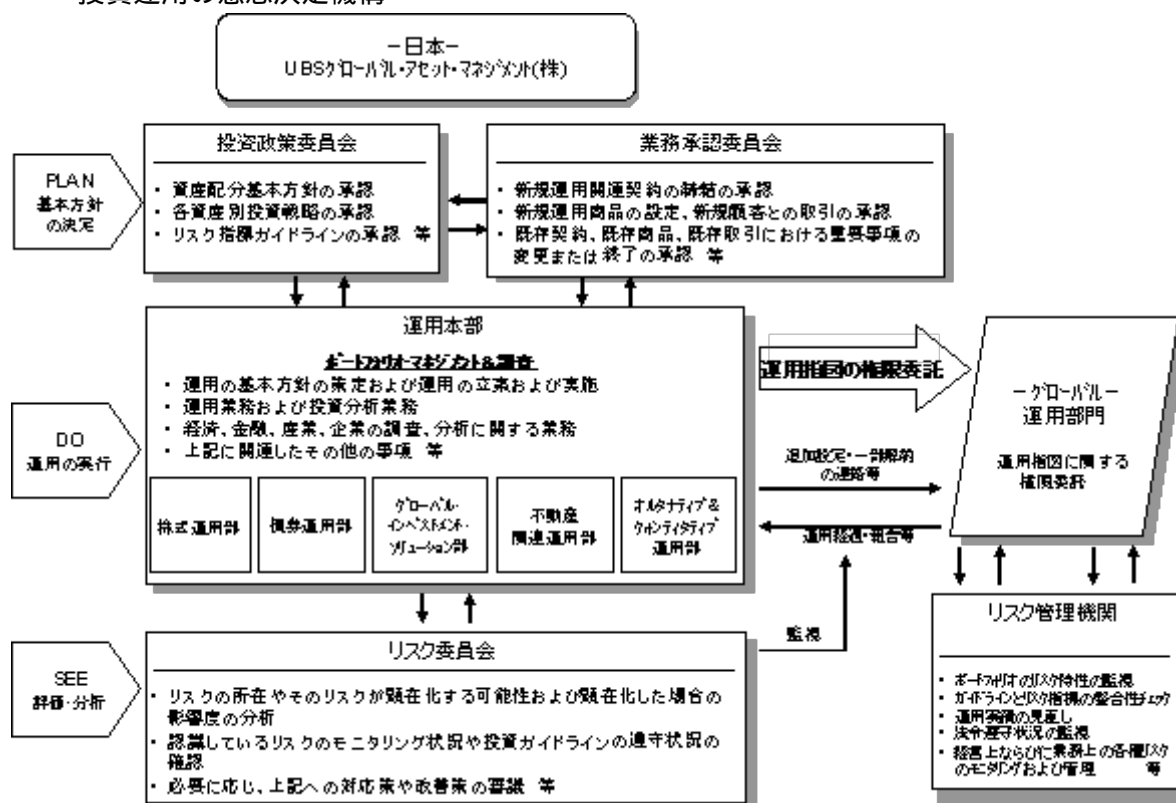
##### （代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



（平成24年11月末現在）

上記は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用および投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は平成24年11月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

| 種類        | ファンド数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-------|------------|
| 単位型株式投資信託 | 1     | 5,633      |
| 追加型株式投資信託 | 80    | 933,471    |
| 合計        | 81    | 939,105    |

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財 務 諸 表

## (1) 【貸借対照表】

| 期 別             |          | 第16期<br>(平成23年3月31日) |             | 第17期<br>(平成24年3月31日) |             |
|-----------------|----------|----------------------|-------------|----------------------|-------------|
| 科 目             | 注記<br>番号 | 内 訳                  | 金 額<br>(千円) | 内 訳                  | 金 額<br>(千円) |
| ( 資 産 の 部 )     |          |                      |             |                      |             |
| 流 動 資 産         |          |                      |             |                      |             |
| 現 金 ・ 預 金       | *1       |                      | 3,501,780   |                      | 4,527,037   |
| 未 収 入 金         | *1       |                      | 146,056     |                      | 236,315     |
| 未収委託者報酬         |          |                      | 1,775,081   |                      | 1,166,243   |
| 未収運用受託報酬        | *1       |                      | 336,934     |                      | 412,520     |
| その他未収収益         | *1       |                      | 543,280     |                      | 755,597     |
| 繰 延 税 金 資 産     |          |                      | 138,400     |                      | 97,190      |
| そ の 他           |          |                      | 29,500      |                      | 8,893       |
| 流 動 資 産 計       |          |                      | 6,471,034   |                      | 7,203,797   |
| 固 定 資 産         |          |                      |             |                      |             |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 |          |                      | 621,100     |                      | 533,670     |
| 繰延税金資産          |          | 576,100              |             | 488,670              |             |
| ゴルフ会員権          |          | 45,000               |             | 45,000               |             |
| 固 定 資 産 計       |          |                      | 621,100     |                      | 533,670     |
| 資 産 合 計         |          |                      | 7,092,134   |                      | 7,737,467   |

| 期 別                 |          | 第16期<br>（平成23年3月31日） |             | 第17期<br>（平成24年3月31日） |             |
|---------------------|----------|----------------------|-------------|----------------------|-------------|
| 科 目                 | 注記<br>番号 | 内 訳                  | 金 額<br>（千円） | 内 訳                  | 金 額<br>（千円） |
| （ 負 債 の 部 ）         |          |                      |             |                      |             |
| 流 動 負 債             |          |                      |             |                      |             |
| 預        り        金 |          |                      | 88,427      |                      | 145,046     |
| 未 払 費 用             | *1       |                      | 1,725,001   |                      | 1,350,117   |
| 未 払 消 費 税           |          |                      | 35,098      |                      | 21,288      |
| 未 払 法 人 税 等         |          |                      | 683,561     |                      | 337,901     |
| 賞 与 引 当 金           |          |                      | 137,694     |                      | 122,466     |
| そ の 他               |          |                      | 1,085       |                      | 3,249       |
| 流 動 負 債 計           |          |                      | 2,670,868   |                      | 1,980,069   |
| 固 定 負 債             |          |                      |             |                      |             |
| 退 職 給 付 引 当 金       |          |                      | 226,539     |                      | 291,417     |
| 固 定 負 債 計           |          |                      | 226,539     |                      | 291,417     |
| 負 債 合 計             |          |                      | 2,897,407   |                      | 2,271,487   |
| （ 純 資 産 の 部 ）       |          |                      |             |                      |             |
| 株 主 資 本             |          |                      |             |                      |             |
| 資 本 金               |          |                      | 2,200,000   |                      | 2,200,000   |
| 利 益 剰 余 金           |          |                      | 1,994,727   |                      | 3,265,979   |
| 利 益 準 備 金           |          | 550,000              |             | 550,000              |             |
| その他利益剰余金            |          | 1,444,727            |             | 2,715,979            |             |
| 繰越利益剰余金             |          | 1,444,727            |             | 2,715,979            |             |
| 純 資 産 合 計           |          |                      | 4,194,727   |                      | 5,465,979   |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計     |          |                      | 7,092,134   |                      | 7,737,467   |

## (2) 【損益計算書】

| 期 別                   |          | 第16期<br>〔 自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日 〕 |             | 第17期<br>〔 自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日 〕 |             |
|-----------------------|----------|-----------------------------------------|-------------|-----------------------------------------|-------------|
| 科 目                   | 注記<br>番号 | 内 訳                                     | 金 額<br>(千円) | 内 訳                                     | 金 額<br>(千円) |
| 宮 業 収 益               |          |                                         |             |                                         |             |
| 委 託 者 報 酬             |          | 9,217,542                               |             | 8,948,072                               |             |
| 運 用 受 託 報 酬           | *1       | 1,781,675                               |             | 1,523,631                               |             |
| そ の 他 宮 業 収 益         | *1       | 1,903,468                               |             | 2,079,932                               |             |
| 宮 業 収 益 計             |          |                                         | 12,902,686  |                                         | 12,551,636  |
| 宮 業 費 用               |          |                                         |             |                                         |             |
| 支 払 手 数 料             |          |                                         | 4,505,445   |                                         | 4,481,341   |
| 広 告 宣 伝 費             |          |                                         | 169,891     |                                         | 143,998     |
| 調 査 費                 |          |                                         | 76,555      |                                         | 76,822      |
| 宮 業 雑 経 費             |          |                                         | 61,581      |                                         | 91,557      |
| 通 信 費                 |          | 5,236                                   |             | 6,321                                   |             |
| 印 刷 費                 |          | 2,899                                   |             | 2,383                                   |             |
| 協 会 費                 |          | 18,598                                  |             | 19,197                                  |             |
| そ の 他                 | *1       | 34,845                                  |             | 63,653                                  |             |
| 宮 業 費 用 計             |          |                                         | 4,813,473   |                                         | 4,793,720   |
| 一 般 管 理 費             |          |                                         |             |                                         |             |
| 給 料                   |          |                                         | 2,809,103   |                                         | 2,769,198   |
| 役 員 報 酬               |          | 270,801                                 |             | 229,059                                 |             |
| 給 料 ・ 手 当             | *1       | 1,618,194                               |             | 1,760,034                               |             |
| 賞 与                   | *1       | 920,107                                 |             | 780,105                                 |             |
| 交 際 費                 |          |                                         | 42,685      |                                         | 49,888      |
| 旅 費 交 通 費             |          |                                         | 73,588      |                                         | 82,604      |
| 租 税 公 課               |          |                                         | 40,230      |                                         | 37,564      |
| 不 動 産 賃 借 料           |          |                                         | 279,923     |                                         | 259,656     |
| 退 職 給 付 費 用           |          |                                         | 196,591     |                                         | 265,690     |
| 事 務 委 託 費             |          |                                         | 2,040,221   |                                         | 1,884,416   |
| 諸 経 費                 | *1       |                                         | 51,240      |                                         | 75,972      |
| 一 般 管 理 費 計           |          |                                         | 5,533,585   |                                         | 5,424,992   |
| 宮 業 利 益               |          |                                         | 2,555,626   |                                         | 2,332,923   |
| 宮 業 外 収 益             |          |                                         |             |                                         |             |
| 受 取 利 息               |          | 798                                     |             | 338                                     |             |
| 為 替 差 益               |          | 24,194                                  |             | 24,163                                  |             |
| 雑 収 入                 |          | 2,141                                   |             | 1,187                                   |             |
| 宮 業 外 収 益 計           |          |                                         | 27,135      |                                         | 25,688      |
| 経 常 利 益               |          |                                         | 2,582,762   |                                         | 2,358,612   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          |                                         | 2,582,762   |                                         | 2,358,612   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |          |                                         | 1,264,249   |                                         | 958,720     |
| 法 人 税 等 調 整 額         |          |                                         | △ 123,800   |                                         | 128,640     |
| 当 期 純 利 益             |          |                                         | 1,442,312   |                                         | 1,271,252   |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

| 株 主 資 本       |                     | 第16期<br>〔自 平成22年4月1日〕<br>〔至 平成23年3月31日〕 | 第17期<br>〔自 平成23年4月1日〕<br>〔至 平成24年3月31日〕 |
|---------------|---------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 資 本 金         | 当 期 首 残 高           | 2,200,000                               | 2,200,000                               |
|               | 当 期 変 動 額           | -                                       | -                                       |
|               | 当 期 末 残 高           | 2,200,000                               | 2,200,000                               |
| 利 益 剰 余 金     |                     |                                         |                                         |
| 利 益 準 備 金     | 当 期 首 残 高           | 550,000                                 | 550,000                                 |
|               | 当 期 変 動 額           | -                                       | -                                       |
|               | 当 期 末 残 高           | 550,000                                 | 550,000                                 |
| その他利益剰余金      |                     |                                         |                                         |
| 繰越利益剰余金       | 当 期 首 残 高           | 1,546,814                               | 1,444,727                               |
|               | 当 期 変 動 額           | △ 1,544,400                             | -                                       |
|               | 剰余金の配当<br>当 期 純 利 益 | 1,442,312                               | 1,271,252                               |
|               | 当 期 末 残 高           | 1,444,727                               | 2,715,979                               |
| 利 益 剰 余 金 合 計 | 当 期 首 残 高           | 2,096,814                               | 1,994,727                               |
|               | 当 期 変 動 額           | △ 102,087                               | 1,271,252                               |
|               | 当 期 末 残 高           | 1,994,727                               | 3,265,979                               |
| 株 主 資 本 合 計   | 当 期 首 残 高           | 4,296,814                               | 4,194,727                               |
|               | 当 期 変 動 額           | △ 102,087                               | 1,271,252                               |
|               | 当 期 末 残 高           | 4,194,727                               | 5,465,979                               |
| 純 資 産 合 計     | 当 期 首 残 高           | 4,296,814                               | 4,194,727                               |
|               | 当 期 変 動 額           | △ 102,087                               | 1,271,252                               |
|               | 当 期 末 残 高           | 4,194,727                               | 5,465,979                               |

## 重要な会計方針

## 1. 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

| 第16期<br>(平成23年3月31日) | 第17期<br>(平成24年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
| 6,411千円              | 7,876千円              |

## (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追 加 情 報

## (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注 記 事 項

## (貸借対照表関係)

## \*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位：千円)

|          | 第16期<br>(平成23年3月31日) | 第17期<br>(平成24年3月31日) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 現金・預金    | 514,565              | 2,685,819            |
| 未収入金     | 12,057               | 1,383                |
| 未収運用受託収益 | 3,932                | 4,044                |
| その他未収収益  | 153,365              | 305,772              |
| 未払費用     | 47,495               | 111,449              |

## (損益計算書関係)

## \*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位：千円)

|         | 第16期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第17期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 運用受託報酬  | 9,428                                  | 3,626                                  |
| その他営業収益 | 334,026                                | 530,376                                |

|           |         |         |
|-----------|---------|---------|
| 事務委託費     | 171,540 | 150,692 |
| 給料・手当     | 79,276  | 42,399  |
| 賞与        | 19,787  | -       |
| 営業雑経費 その他 | 10,124  | 40,527  |

## （株主資本等変動計算書関係）

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 21,600  | -  | -  | 21,600 |

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成22年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,544,400  | 71,500      | 平成22年3月31日 | 平成22年6月29日 |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 21,600  | -  | -  | 21,600 |

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日             |
|----------------|-------|-------|------------|-------------|------------|-------------------|
| 第17期定時<br>株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 2,700,000  | 125,000     | 平成24年3月31日 | 第17期定時<br>株主総会の翌日 |

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

|          | 貸借対照表計上額       | 時価             | 差額 |
|----------|----------------|----------------|----|
| 現金・預金    | 3,501,780      | 3,501,780      | -  |
| 未収委託者報酬  | 1,775,081      | 1,775,081      | -  |
| 未収運用受託報酬 | 336,934        | 336,934        | -  |
| その他未収収益  | <u>543,280</u> | <u>543,280</u> | -  |
| 資産計      | 6,157,075      | 6,157,075      | -  |
| 未払費用     | 1,725,001      | 1,725,001      | -  |
| 未払法人税等   | <u>683,561</u> | <u>683,561</u> | -  |
| 負債計      | 2,408,562      | 2,408,562      | -  |

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

|          | 貸借対照表計上額       | 時価             | 差額 |
|----------|----------------|----------------|----|
| 現金・預金    | 4,527,037      | 4,527,037      | -  |
| 未収委託者報酬  | 1,166,243      | 1,166,243      | -  |
| 未収運用受託報酬 | 412,520        | 412,520        | -  |
| その他未収収益  | <u>755,597</u> | <u>755,597</u> | -  |
| 資産計      | 6,861,398      | 6,861,398      | -  |
| 未払費用     | 1,350,117      | 1,350,117      | -  |
| 未払法人税等   | <u>337,901</u> | <u>337,901</u> | -  |
| 負債計      | 1,688,018      | 1,688,018      | -  |

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期（平成23年3月31日）

（単位：千円）

|          | 1年以内           | 1年超 |
|----------|----------------|-----|
| 現金・預金    | 3,501,780      | -   |
| 未収委託者報酬  | 1,775,081      | -   |
| 未収運用受託報酬 | 336,934        | -   |
| その他未収収益  | <u>543,280</u> | -   |
| 合計       | 6,157,075      | -   |

第17期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

|          | 1年以内           | 1年超 |
|----------|----------------|-----|
| 現金・預金    | 4,527,037      | -   |
| 未収委託者報酬  | 1,166,243      | -   |
| 未収運用受託報酬 | 412,520        | -   |
| その他未収収益  | <u>755,597</u> | -   |
| 合計       | 6,861,398      | -   |

## (退職給付関係)

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

|             | 第16期<br>(平成23年3月31日) | 第17期<br>(平成24年3月31日) |
|-------------|----------------------|----------------------|
| (1) 退職給付債務  | 763,195              | 804,804              |
| (2) 年金資産    | <u>536,656</u>       | <u>513,386</u>       |
| (3) 退職給付引当金 | 226,539              | 291,417              |

## 3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

|                    | 第16期<br>(自平成22年4月1日<br>至平成23年3月31日) | 第17期<br>(自平成23年4月1日<br>至平成24年3月31日) |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 勤務費用           | 136,961                             | 135,018                             |
| (2) 利息費用           | 8,408                               | 9,685                               |
| (3) 期待運用収益         | 2,537                               | 3,112                               |
| (4) 数理計算上の差異の費用処理額 | 4,599                               | 75,513                              |
| (5) 過去勤務債務         | <u>40,425</u>                       | -                                   |
| 小計                 | 187,857                             | 217,104                             |
| (6) 確定拠出年金拠出額      | 306                                 | 5,741                               |
| (7) 特別退職金          | <u>8,428</u>                        | <u>42,845</u>                       |
| 合計                 | 196,591                             | 265,690                             |

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準

(2) 割引率

| 第16期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第17期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1.31%                                  | 1.00%                                  |

(3) 期待運用収益率

| 第16期<br>(自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日) | 第17期<br>(自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日) |
|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 0.58%                                  | 0.58%                                  |

(4) 過去勤務債務の処理年数 発生時一括処理

(5) 数理計算上の差異の処理年数 発生時一括処理

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

|         | 第16期<br>(平成23年3月31日) | 第17期<br>(平成24年3月31日) |
|---------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産  |                      |                      |
| 未払費用    | 33,500               | 25,940               |
| 未払事務所税  | 2,400                | 3,120                |
| 減価償却超過額 | 14,800               | 18,230               |
| 未払事業税   | 53,700               | 26,240               |
| 株式報酬費用  | 208,400              | 217,050              |
| 退職給付引当金 | 351,100              | 251,610              |
| 賞与引当金   | 48,600               | 41,890               |
| その他     | 2,000                | 1,780                |
| 評価性引当額  | -                    | -                    |
| 合計      | 714,500              | 585,860              |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

|                      | 第16期<br>(平成23年3月31日) | 第17期<br>(平成24年3月31日) |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率<br>(調整)       | 40.65%               | 40.65%               |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 3.62%                | 3.44%                |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | -                    | 2.21%                |
| その他                  | 0.11%                | 0.20%                |
| 税効果会計適用後の法人税率等の負担率   | 44.16%               | 46.10%               |

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 日本          | 米国          | その他       | 合計          |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1,630,090千円 | 1,369,297千円 | 685,755千円 | 3,685,144千円 |

委託者報酬 9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 日本          | 米国          | その他       | 合計          |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 1,305,482千円 | 1,381,070千円 | 917,011千円 | 3,603,563千円 |

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 相手先         | 売上高         | 関連するセグメント名 |
|-------------|-------------|------------|
| UBSグループ（*1） | 2,055,053千円 | 投資運用       |

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 相手先         | 売上高         | 関連するセグメント名 |
|-------------|-------------|------------|
| UBSグループ（*1） | 2,298,081千円 | 投資運用       |

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（\*1）UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

第16期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## （1）親会社

| 種類  | 会社等の名称                     | 住 所        | 資本金又は出資金   | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係                      | 取引の内容     | 取引金額（千円）  | 科目       | 期末残高（千円） |
|-----|----------------------------|------------|------------|-----------|---------------|--------------------------------|-----------|-----------|----------|----------|
| 親会社 | ユービーエス・エイ・ジー（ロンドン証券取引所他上場） | スイス・チューリッヒ | 3.8億スイスフラン | 銀行、証券業務   | （被所有）100%     | 金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費 | 金銭の預入れ    |           | 現金・預金    | 514,565  |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 増加        | 5,274,305 |          |          |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 減少        | 4,981,191 |          |          |
|     |                            |            |            |           |               |                                | その他営業収益   | 334,026   | 未収入金     | 12,057   |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 運用受託報酬    | 9,428     | その他未収収益  | 153,365  |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 事務委託費     | 171,540   | 未収運用受託報酬 | 3,932    |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 給料・手当     | 79,276    | 未払費用     | 47,495   |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 賞与        | 19,787    |          |          |
|     |                            |            |            |           |               |                                | 営業雑経費-その他 | 10,124    |          |          |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## （2）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 住 所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|--------|-----|----------|-----------|---------------|-----------|-------|----------|----|----------|
|----|--------|-----|----------|-----------|---------------|-----------|-------|----------|----|----------|

|          |                                                          |              |                   |       |    |                                    |                                      |                                        |                             |                             |
|----------|----------------------------------------------------------|--------------|-------------------|-------|----|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 親会社の子会社等 | ユービーエス証券会社                                               | 東京都千代田区大手町   | 600億円             | 証券業   | なし | 資産運用業務<br>人件費の立替<br>人件費、社会保険料などの立替 | 運用受託報酬<br>人件費（受取）<br>事務委託費<br>不動産賃借料 | 11,949<br>45,963<br>276,412<br>254,126 | 未収入金<br>未収運用受託報酬<br>未払費用    | 132,611<br>5,004<br>227,983 |
|          | UBS Securities LLC                                       | 米国・ウィルミントン   | 22,205百万<br>米国ドル  | サービス業 | なし | 人件費の立替                             | 給料・手当                                | 132                                    | -                           | -                           |
|          | UBS Realty Investors LLC                                 | 米国・ボストン      | 9.3百万<br>米国ドル     | 資産運用業 | なし | 人件費の立替                             | 給料・手当                                | 14,864                                 | 未払費用                        | 127                         |
|          | UBS Fund Management (Switzerland) AG                     | スイス・バーゼル     | 1百万<br>スイスフラン     | 資産運用業 | なし | 資産運用業務                             | 運用受託報酬                               | 18,043                                 | 未収運用受託報酬                    | 611                         |
|          | UBS Global Asset Management (Australia) Ltd              | オーストラリア・シドニー | 8百万<br>オーストラリアドル  | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等               | その他営業収益<br>事務委託費                     | 164,224<br>271,073                     | その他未収収益<br>未払費用             | 9,743<br>86,409             |
|          | UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd | シンガポール       | 4.0百万<br>シンガポールドル | 資産運用業 | なし | 人件費の立替<br>資産運用業務に関する事務委託           | その他営業収益<br>人件費（受取）<br>事務委託費          | 3,666<br>21,767<br>38,862              | その他未収収益<br>未払費用             | 3,666<br>24,098             |
|          | UBS Global Asset Management (UK) Ltd                     | 英国・ロンドン      | 125百万<br>英国ポンド    | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等               | その他営業収益<br>運用受託報酬<br>事務委託費           | 32,254<br>77,805<br>424,335            | その他未収収益<br>未収運用受託報酬<br>未払費用 | 15,223<br>25,553<br>221,711 |
|          | UBS Global AM Holdings Ltd                               | 英国・ロンドン      | 151.4百万<br>英国ポンド  | 資産運用業 | なし | 人件費の立替                             | 人件費（受取）                              | 16,084                                 | 未収入金                        | 2,773                       |
|          | UBS Global Asset Management (Americas) Inc               | 米国・シカゴ       | 1米国ドル             | 資産運用業 | なし | 資産運用業務及び、それに関する事務委託等               | その他営業収益<br>事務委託費<br>給料・手当            | 347,918<br>170,328<br>48,596           | その他未収収益<br>未払費用             | 108,209<br>72,535           |
|          | UBS Alternative and Quantitative Investment LLC          | 米国・ウィルミントン   | 10万<br>米国ドル       | 資産運用業 | なし | 兼業業務                               | その他営業収益                              | 583,691                                | その他未収収益                     | 152,478                     |
| 等        | UBS O'Connor LLC                                         | 米国・シカゴ       | 1百万<br>米国ドル       | 資産運用業 | なし | 兼業業務                               | その他営業収益                              | 437,687                                | その他未収収益                     | 100,594                     |
|          | UBS Fund Management Lux. SA                              | ルクセンブルグ      | 10百万<br>ユーロ       | 資産運用業 | なし | 資産運用業務                             | 運用受託報酬                               | 33,290                                 | 未収運用受託報酬                    | 967                         |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## （１）親会社

| 属性  | 会社等の名称                     | 住 所        | 資本金又は出資金   | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係                      | 取引の内容                                                                      | 取引金額<br>(千円)                                                                      | 科目                                                   | 期末<br>残高<br>(千円)                                          |
|-----|----------------------------|------------|------------|-----------|---------------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 親会社 | ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場） | スイス・チューリッヒ | 3.8億スイスフラン | 銀行、証券業務   | (被所有) 100%    | 金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費 | 金銭の預入れ<br>増加<br>減少<br><br>運用受託報酬<br>その他営業収益<br>事務委託費<br>給料・手当<br>営業雑費用-その他 | <br>4,896,377<br>2,591,640<br><br>3,626<br>530,376<br>150,692<br>42,399<br>40,527 | 現金・預金<br><br><br>未収入金<br>未収運用受託報酬<br>その他未収収益<br>未払費用 | 2,685,819<br><br><br>1,383<br>4,044<br>305,772<br>111,449 |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住 所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末<br>残高<br>(千円) |
|----|--------|-----|----------|-----------|---------------|-----------|-------|--------------|----|------------------|
|----|--------|-----|----------|-----------|---------------|-----------|-------|--------------|----|------------------|

|                                      |                                                                   |                  |                       |           |    |                                            |                                      |                                        |                             |                             |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|-----------|----|--------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 親<br>会<br>社<br>の<br>子<br>会<br>社<br>等 | ユービーエス証券<br>会社                                                    | 東京都千代田区<br>大手町   | 600億円                 | 証券業       | なし | 資産運用業務<br>人件費の立替<br>人件費、社会<br>保険料などの<br>立替 | 運用受託報酬<br>人件費（受取）<br>事務委託費<br>不動産関係費 | 10,573<br>42,839<br>281,133<br>235,256 | 未収運用受託報酬<br>未収入金<br>未払費用    | 4,480<br>234,931<br>231,336 |
|                                      | UBS Securities<br>LLC                                             | 米国・ウィルミ<br>ントン   | 22,205百万<br>米国ドル      | サービ<br>ス業 | なし | 人件費の立替                                     | 給料・手当                                | 53                                     | -                           | -                           |
|                                      | UBS Realty<br>Investors LLC                                       | 米国・ボストン          | 9.3百万<br>米国ドル         | 資産運<br>用業 | なし | 人件費の立替                                     | 給料・手当                                | 5,713                                  | -                           | -                           |
|                                      | UBS Fund<br>Management<br>(Switzerland) AG                        | スイス・バーゼ<br>ル     | 1百万<br>スイス<br>フラン     | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務                                     | 運用受託報酬                               | 10,920                                 | 未収運用受託報酬                    | 502                         |
|                                      | UBS Global Asset<br>Management<br>(Australia) Ltd                 | オーストラリア<br>・シドニー | 40百万<br>オースト<br>ラリアドル | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務<br>及び、それに<br>関する事務委<br>託等           | その他営業収益<br>事務委託費                     | 182,048<br>392,957                     | その他未収収益<br>未払費用             | 40,403<br>108,002           |
|                                      | UBS Global Asset<br>Management<br>(Singapore)<br>Holdings Pte Ltd | シンガポール           | 4百万<br>シンガ<br>ポールドル   | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務<br>及び、それに<br>関する事務委<br>託等           | その他営業収益<br>事務委託費                     | 16,609<br>56,861                       | その他未収収益<br>未払費用             | 4,424<br>23,047             |
|                                      | UBS Global Asset<br>Management (UK)<br>Ltd                        | 英国・ロンドン          | 125百万<br>英国ポンド        | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務<br>及び、それに<br>関する事務委<br>託等           | 運用受託報酬<br>その他営業収益<br>事務委託費           | 72,139<br>78,795<br>266,409            | 未収運用受託報酬<br>その他未収収益<br>未払費用 | 30,761<br>13,851<br>106,036 |
|                                      | UBS Global AM<br>Holdings Ltd                                     | 英国・ロンドン          | 151.4百万<br>英国ポンド      | 資産運<br>用業 | なし | 人件費の立替                                     | 人件費（受取）                              | 20,263                                 | -                           | -                           |
|                                      | UBS Global Asset<br>Management<br>(Americas) Inc.                 | 米国・シカゴ           | 1米国ドル                 | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務<br>及び、それに<br>関する事務委<br>託等           | 運用受託報酬<br>その他営業収益<br>事務委託費<br>給料・手当  | 8,634<br>339,396<br>221,183<br>75      | 未収運用受託報酬<br>その他未収収益<br>未払費用 | 6,845<br>103,751<br>43,004  |
|                                      | UBS Alternative<br>and Quantitative<br>Investments LLC            | 米国・ウィルミ<br>ントン   | 10万<br>米国ドル           | 資産運<br>用業 | なし | 兼業業務                                       | その他営業収益                              | 639,715                                | その他未収収益                     | 164,926                     |
|                                      | UBS O'Connor LLC                                                  | 米国・シカゴ           | 1百万<br>米国ドル           | 資産運<br>用業 | なし | 兼業業務                                       | その他営業収益                              | 277,150                                | その他未収収益                     | 87,827                      |
|                                      | UBS Fund<br>Management<br>(Luxembourg) S.<br>A.                   | ルクセンブルグ          | 10百万<br>ユーロ           | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務                                     | 運用受託報酬                               | 38,577                                 | 未収運用受託報酬                    | 1,295                       |
|                                      | UBS / Gemdale<br>Investment<br>Management<br>Limited              | モーリシャス<br>共和国    | 2万米国ドル                | 資産運<br>用業 | なし | 兼業業務                                       | その他営業収益                              | 12,546                                 | その他未収収益                     | 12,546                      |
|                                      | UBS Global Asset<br>Management<br>(HongKong)<br>Limited           | 香港               | 25百万<br>香港ドル          | 資産運<br>用業 | なし | 資産運用業務                                     | その他営業収益<br>事務委託費                     | 3,292<br>36,311                        | その他未収収益<br>未払費用             | 4,295<br>9,708              |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## （1株当たり情報）

|            | 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額  | 194,200円33銭                            | 253,054円61銭                            |
| 1株当たり当期純利益 | 66,773円73銭                             | 58,854円27銭                             |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                  | 第16期<br>（自 平成22年4月 1日<br>至 平成23年3月31日） | 第17期<br>（自 平成23年4月 1日<br>至 平成24年3月31日） |
|------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益（千円）        | 1,442,312                              | 1,271,252                              |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | -                                      | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益（千円） | 1,442,312                              | 1,271,252                              |
| 普通株式の期中平均株式数（株）  | 21,600                                 | 21,600                                 |

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月 1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## (1) 中間貸借対照表

| 期 別             |          | 第18期 中間会計期間末<br>(平成24年9月30日) |             |
|-----------------|----------|------------------------------|-------------|
| 科目              | 注記<br>番号 | 内 訳                          | 金 額<br>(千円) |
| ( 資 産 の 部 )     |          |                              |             |
| 流 動 資 産         |          |                              |             |
| 現 金 ・ 預 金       |          |                              | 2,972,047   |
| 未 収 入 金         |          |                              | 12,088      |
| 未 収 委 託 者 報 酬   |          |                              | 833,982     |
| 未 収 運 用 受 託 報 酬 |          |                              | 437,339     |
| そ の 他 未 収 収 益   |          |                              | 645,586     |
| 繰 延 税 金 資 産     |          |                              | 211,610     |
| そ の 他           |          |                              | 39,520      |
| 流 動 資 産 計       |          |                              | 5,152,174   |
| 固 定 資 産         |          |                              |             |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 |          |                              | 556,760     |
| 繰 延 税 金 資 産     |          | 511,760                      |             |
| ゴ ル フ 会 員 権     |          | 45,000                       |             |
| 固 定 資 産 計       |          |                              | 556,760     |
| 資 産 合 計         |          |                              | 5,708,934   |

| 期 別                     |          | 第18期 中間会計期間末<br>(平成24年9月30日) |             |
|-------------------------|----------|------------------------------|-------------|
| 科目                      | 注記<br>番号 | 内 訳                          | 金 額<br>(千円) |
| ( 負 債 の 部 )             |          |                              |             |
| 流 動 負 債                 |          |                              |             |
| 預          り          金 |          |                              | 41,577      |
| 未 払 費 用                 |          |                              | 1,028,759   |
| 未 払 消 費 税               |          |                              | 30,465      |
| 未 払 法 人 税 等             |          |                              | 586,704     |
| 賞 与 引 当 金               |          |                              | 399,950     |
| そ の 他                   |          |                              | 1,432       |
| 流 動 負 債 計               |          |                              | 2,088,889   |
| 固 定 負 債                 |          |                              |             |
| 退 職 給 付 引 当 金           |          |                              | 250,438     |
| 固 定 負 債 計               |          |                              | 250,438     |
| 負 債 合 計                 |          |                              | 2,339,327   |
| ( 純 資 産 の 部 )           |          |                              |             |
| 株 主 資 本                 |          |                              |             |
| 資 本 金                   |          |                              | 2,200,000   |
| 利 益 剰 余 金               |          |                              | 1,169,606   |
| 利 益 準 備 金               |          | 550,000                      |             |
| そ の 他 利 益 剰 余 金         |          | 619,606                      |             |
| 繰 越 利 益 剰 余 金           |          | 619,606                      |             |
| 純 資 産 合 計               |          |                              | 3,369,606   |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計         |          |                              | 5,708,934   |

## (2) 中間損益計算書

| 期 別             |          | 第18期 中間会計期間<br>自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日 |             |
|-----------------|----------|--------------------------------------------|-------------|
| 科 目             | 注記<br>番号 | 内 訳                                        | 金 額<br>(千円) |
| 宮 業 収 益         |          |                                            |             |
| 委託者報酬           |          | 4,495,403                                  |             |
| 運用受託報酬          |          | 685,878                                    |             |
| その他営業収益         |          | 968,085                                    |             |
| 宮 業 収 益 計       |          |                                            | 6,149,366   |
| 宮 業 費 用         |          |                                            |             |
| 支払手数料           |          |                                            | 2,308,429   |
| 広告宣伝費           |          |                                            | 46,902      |
| 調査費             |          |                                            | 42,215      |
| 営業雑経費           |          |                                            | 39,301      |
| 通信費             |          | 3,857                                      |             |
| 印刷費             |          | 620                                        |             |
| 協会費             |          | 8,865                                      |             |
| その他             |          | 25,957                                     |             |
| 宮 業 費 用 計       |          |                                            | 2,436,848   |
| 一 般 管 理 費       |          |                                            |             |
| 給料              |          |                                            | 1,397,494   |
| 役員報酬            |          | 118,093                                    |             |
| 給料・手当           |          | 868,581                                    |             |
| 賞与              |          | 410,818                                    |             |
| 交際費             |          |                                            | 34,564      |
| 旅費交通費           |          |                                            | 39,254      |
| 租税公課            |          |                                            | 19,935      |
| 不動産賃借料          |          |                                            | 124,619     |
| 退職給付費用          |          |                                            | 91,558      |
| 事務委託費           |          |                                            | 932,464     |
| 諸経費             |          |                                            | 29,311      |
| 一 般 管 理 費 計     |          |                                            | 2,669,202   |
| 宮 業 利 益         |          |                                            | 1,043,316   |
| 宮 業 外 収 益       |          |                                            |             |
| 受取利息            |          | 103                                        |             |
| 雑収入             |          | 63                                         |             |
| 宮 業 外 収 益 計     |          |                                            | 167         |
| 宮 業 外 費 用       |          |                                            |             |
| 為替差損            |          | 6,330                                      |             |
| 宮 業 外 費 用 計     |          |                                            | 6,330       |
| 経 常 利 益         |          |                                            | 1,037,153   |
| 税 引 前 中 間 純 利 益 |          |                                            | 1,037,153   |
| 法人税、住民税及び事業税    |          |                                            | 571,036     |
| 法 人 税 等 調 整 額   |          |                                            | △ 137,510   |
| 中 間 純 利 益       |          |                                            | 603,627     |

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

| 株 主 資 本         |           | 第18期 中間会計期間<br>自 平成24年 4月 1日<br>至 平成24年 9月 30日 |
|-----------------|-----------|------------------------------------------------|
| 資 本 金           | 当 期 首 残 高 | 2,200,000                                      |
|                 | 当中間期変動額   | -                                              |
|                 | 当中間期末残高   | 2,200,000                                      |
| 利 益 剰 余 金       |           |                                                |
| 利 益 準 備 金       | 当 期 首 残 高 | 550,000                                        |
|                 | 当中間期変動額   | -                                              |
|                 | 当中間期末残高   | 550,000                                        |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |                                                |
| 繰越利益剰余金         | 当 期 首 残 高 | 2,715,979                                      |
|                 | 当中間期変動額   | 剰余金の配当<br>当中間純利益<br>△ 2,700,000<br>603,627     |
|                 | 当中間期末残高   | 619,606                                        |
| 利 益 剰 余 金 合 計   | 当 期 首 残 高 | 3,265,979                                      |
|                 | 当中間期変動額   | △ 2,096,372                                    |
|                 | 当中間期末残高   | 1,169,606                                      |
| 株 主 資 本 合 計     | 当 期 首 残 高 | 5,465,979                                      |
|                 | 当中間期変動額   | △ 2,096,372                                    |
|                 | 当中間期末残高   | 3,369,606                                      |
| 純 資 産 合 計       | 当 期 首 残 高 | 5,465,979                                      |
|                 | 当中間期変動額   | △ 2,096,372                                    |
|                 | 当中間期末残高   | 3,369,606                                      |

## （重要な会計方針）

## 1. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

## 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

## 注 記 事 項

## （中間株主資本等変動計算書関係）

|                                               |         |       |                |                 |            |                   |
|-----------------------------------------------|---------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------------|
| 第18期 中間会計期間<br>自 平成24年 4月 1日<br>至 平成24年 9月30日 |         |       |                |                 |            |                   |
| 1. 発行済株式に関する事項                                |         |       |                |                 |            |                   |
| 株式の種類                                         | 当事業年度期首 | 増加    | 減少             | 当中間会計期間末        |            |                   |
| 普通株式(株)                                       | 21,600  | -     | -              | 21,600          |            |                   |
| 2. 配当に関する事項                                   |         |       |                |                 |            |                   |
| 配当金支払額                                        |         |       |                |                 |            |                   |
| 決議                                            | 株式の種類   | 配当の原資 | 配当金の<br>総額(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日             |
| 第17期定時<br>株主総会                                | 普通株式    | 利益剰余金 | 2,700,000      | 125,000         | 平成24年3月31日 | 第17期定時<br>株主総会の翌日 |

## （金融商品関係）

## 第18期 中間会計期間

自 平成24年 4月 1日

至 平成24年 9月30日

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|          | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|----------|-----------|-----------|----|
| 現金・預金    | 2,972,047 | 2,972,047 | -  |
| 未収委託者報酬  | 833,982   | 833,982   | -  |
| 未収運用受託報酬 | 437,339   | 437,339   | -  |
| その他未収収益  | 645,586   | 645,586   | -  |
| 資 産 計    | 4,888,955 | 4,888,955 | -  |
| 未払費用     | 1,028,759 | 1,028,759 | -  |
| 未払法人税等   | 586,704   | 586,704   | -  |
| 負 債 計    | 1,615,463 | 1,615,463 | -  |

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## （セグメント情報）

第18期 中間会計期間  
自 平成24年 4月 1日  
至 平成24年 9月30日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

| 日本        | 米国        | その他       | 合計          |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 556,420千円 | 733,227千円 | 364,315千円 | 1,653,963千円 |

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,495,403千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

| 相手先         | 売上高         | 関連するセグメント名 |
|-------------|-------------|------------|
| UBSグループ（*1） | 1,097,542千円 | 投資運用       |

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（\*1） UBSグループは、UBS AG（本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ）を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

## （1株当たり情報）

|                                                             |             |
|-------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>第18期 中間会計期間<br/>自 平成24年 4月 1日<br/>至 平成24年 9月30日</p>      |             |
| 1株当たり純資産額                                                   | 156,000円32銭 |
| 1株当たり中間純利益金額                                                | 27,945円70銭  |
| <p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。</p> |             |
| <p>1株当たり中間純利益の算定上の基礎</p>                                    |             |
| 中間損益計算書上の中間純利益                                              | 603,627千円   |
| 普通株式に係る中間純利益                                                | 603,627千円   |
| 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳                                          | 該当事項はありません  |
| 普通株式の期中平均株式数                                                | 21,600      |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

| 名称           | 資本金の額<br>(平成24年4月1日現在) | 事業の内容                                                                 |
|--------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円             | 銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。 |

## (2) 販売会社

| 名称       | 資本金の額<br>(平成24年3月末日現在) | 事業の内容                           |
|----------|------------------------|---------------------------------|
| 大和証券株式会社 | 100,000百万円             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

## (3) 投資顧問会社

| 名称                                   | 資本金の額<br>(平成24年11月末現在)       | 事業の内容                                      |
|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------|
| UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ） | 3.8億スイス・フラン<br>(約33,641百万円*) | 有価証券投資サービスを総合的に、かつグローバルに行っているスイス国籍の総合銀行です。 |

\* 平成24年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイス・フラン＝88.53円）により円換算し、四捨五入して表示しています。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

## (3) 投資顧問会社

ファンドの投資顧問会社として、委託会社との間で投資顧問契約を締結し、ファンドの運用の指図を行います。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社の株式を100%所有しています。

< 再信託受託会社の概要 >

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年9月30日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成24年7月20日

有価証券届出書および有価証券報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月30日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS次世代テクノロジー・ファンドの平成24年4月24日から平成24年10月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS次世代テクノロジー・ファンドの平成24年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの第 1 7 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成 2 4 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 2 4 年 1 2 月 3 日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野 佐和子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの第 1 8 期事業年度の中間会計期間（平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成 2 4 年 9 月 3 0 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)